

1. 議 事 日 程 (初日)

(平成30年那智勝浦町議会第1回定例会)

平成30年3月9日

9時34分 開 議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	4
日程第2	会期の決定	4
日程第3	諸報告	4
日程第4	議案第17号 那智勝浦町分課設置条例の一部を改正する条例	11
日程第5	議案第18号 那智勝浦町営バスの運行に関する条例の一部を改正する条例	16
日程第6	議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	19
日程第7	議案第20号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	20
日程第8	議案第21号 那智勝浦町墓地条例の一部を改正する条例	22
日程第9	議案第22号 那智勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例	23
日程第10	議案第23号 那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	28
日程第11	議案第24号 那智勝浦町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	32
日程第12	議案第25号 那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例	33
日程第13	議案第26号 那智勝浦町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	37
日程第14	議案第27号 勝浦漁港にぎわい市場の設置及び管理に関する条例	43
日程第15	議案第28号 那智勝浦町消防手数料条例の一部を改正する条例	50
日程第16	議案第29号 那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	51
日程第17	議案第30号 那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例	52
日程第18	議案第31号 那智勝浦町公民館条例の一部を改正する条例	53
日程第19	議案第32号 那智勝浦町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	55
日程第20	議案第33号 那智勝浦町立温泉病院の使用料及び手数料条例	55
日程第21	議案第34号 那智勝浦町立温泉病院条例を廃止する条例	55
日程第22	議案第35号 那智勝浦町過疎地域自立促進計画の変更について	60
日程第23	議案第36号 平成29年度那智勝浦町一般会計補正予算(第10号)	61
日程第24	議案第37号 平成29年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算(第2号)	68

日程第25	議案第38号	平成29年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第2号）	71
日程第26	議案第39号	平成29年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）	73
日程第27	議案第40号	平成29年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第1号）	74
日程第28	議案第41号	平成29年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第3号）	75
日程第29	議案第42号	平成29年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第3号）	77
日程第30	議案第43号	財産の無償譲渡について	78
日程第31	議案第44号	財産の無償譲渡について	78
日程第32	議案第45号	那智勝浦町円満地公園の指定管理者の指定について	80

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番	荒尾典男	2番	左近誠
3番	下崎弘通	4番	中岩和子
5番	石橋徹央	6番	金嶋弘幸
7番	曾根和仁	8番	引地稔治
9番	亀井二三男	10番	津本・光
11番	森本隆夫	12番	東信介

3. 会議録署名議員の氏名

1番	荒尾典男	12番	東信介
----	------	-----	-----

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（13名）

副町長	矢熊義人	教育長	岡田秀洋
消防長	阪本幸男	教育次長	寺本尚史
会計管理者	榎本直子	病院事務長	下康之
税務課長	三隅祐治	住民課長	田中逸雄
福祉課長	塩崎圭祐	観光産業課長	在仲靖二
建設課長	楠本定	水道課長	村上茂
総務課副課長	仲紀彦		

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長	網野宏行
事務局主査	青木徳之
事務局主査	疋田晋一

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番中岩和子議長席に着く〕

○議長（中岩和子君） おはようございます。

開会の前に、私から報告して御了解いただきたいことがございます。

町長より、肺がん治療中のため体調がすぐれず、本定例会に出席できない旨の連絡がございました。診断によると1カ月の休職を要するとのことでございます。このことについては、先ほど議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会に町長が出席できない旨の説明を受け、御了解をいただいております。その点を御報告し、皆様に御了解をいただきたいと思っております。

町長が欠席するという事は異例なことでございます。議員の皆様には、本定例会の運営に格段の御協力をよろしくお願ひしたいと思います。また、町当局におかれましても、議案の説明や答弁につきまして遺漏なきよう万全を期していただきたいと思っております。

続きまして、先日教育長に就任されました岡田秀洋君から就任の挨拶をしたいとの申し出がございました。議長はこれを許可しますので挨拶を受けたいと思っております。

教育長岡田君。

○教育長（岡田秀洋君） おはようございます。

お許しをいただきまして、一言御挨拶申し上げます。

私の選任につきまして、那智勝浦町議会議員の皆様方の温かい御理解と御同意を賜り、まことにありがとうございます。那智勝浦町教育委員会教育長の重責の重さ、大きさを痛感し、身の引き締まる思いでございますが、那智勝浦町教育の基盤づくりと充実、発展のために不退転の決意で臨む覚悟です。

子供たち一人一人が未来に向けてたくましく生きていくための力を培い、その能力が最大限に発揮され得る学校教育の充実と推進、さらには町民の皆様方の主体的な学びに根差した活力ある地域社会を築くための生涯学習の推進を図るべく、本町のさまざまな教育的課題解決に向けて議員の皆様方の御指導、御教授を賜りながら、いちず、一心に取り組んでまいります。

浅学非才な私ではございますけれども、議員の皆様方の御指導、御教授をお願い申し上げます。簡単ではございますが御挨拶といたします。何とぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（中岩和子君） 報道各社から議場での撮影許可の申し出がございました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様にお願ひをいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮のほどをよろしくお願ひいたします。

また、傍聴者の皆様にもお願ひいたします。傍聴に際しましては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、議事の円滑な進行に御協力いただきますようよろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時34分 開会

○議長（中岩和子君） ただいまから平成30年第1回那智勝浦町議会定例会を開会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時34分 開議

○議長（中岩和子君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中岩和子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

1番荒尾典男君、12番東信介君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（中岩和子君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

3番下崎君。

○議会運営委員長（下崎弘通君） 議会運営委員会の協議の結果について報告いたします。

去る3月2日に委員会を開催しております。

本定例会に付議すべき事件は42件です。内訳ですが、当初予算13件、条例改正等18件、自立促進計画の変更について1件、補正予算7件、財産の無償譲渡について2件、指定管理者の指定について1件となっております。

会期は本日3月9日から3月22日までの14日間を予定しております。本会議7日、委員会2日、純休会5日となっております。

それでは、議事予定表をごらんいただきたいと思っております。

〔議事予定表朗読〕

以上、よろしく申し上げます。

なお、追加議案の予定はございません。よろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から3月22日までの14日間にしたいたと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、会期は本日から3月22日までの14日間に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸報告

○議長（中岩和子君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告は、お手元に配付のとおりでございます。

副町長より報告を求めます。

副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） おはようございます。

さて、本日、ここに平成30年第1回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

まず、諸報告の前に、森町長についてでございます。

先月の22日に職務復帰いたしました。が、体調のほうは万全ではなく、また療養が必要であるとの診断を受け、今月の8日から今月末まで職務代理を置かせていただいております。議員の皆様並びに町民の皆様には、大変御迷惑をおかけしておりますことに対し深くおわび申し上げます。

町長が職務に復帰されるまでの間、町政の運営に停滞のないよう図ってまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、今議会に付される諸案件の説明に先立ち、町政報告をさせていただきます。

新病院建設事業は無事完成し、3月4日に竣工式並びに内覧会を開催いたしました。議員の皆様方におかれましては、煩多の中御臨席賜り、厚くお礼申し上げます。内覧会には町内外より787名の方にお越しいただきました。スタッフ一同がその関心と期待の高さに触れ、思いを新たにいたしましたところでございます。

新病院移転に関しましては、昨年12月より院内に移転準備委員会を立ち上げ、万全を期すべく取り組みを進めております。4月1日の新病院開院に向けて今後の大きなスケジュールといたしまして、3月29日、30日を休診とさせていただき、31日には入院患者様の移送を計画しており、新病院においての外来診療の開始は4月2日の月曜日からを予定しております。

利用者の皆様方には大変御迷惑をおかけすることとなりますが、迅速に、そして安全に移転業務を遂行するための措置と御理解を賜りたく、何とぞよろしくお願い申し上げます。

新生那智勝浦町立温泉病院開院の見通しが立ってまいりましたのも、ひとえに関係各位の御尽力と一連の工事に際する地域の皆様方の御理解と御協力のたまものであると、心より感謝いたしております。

次に、水産関係の報告でございます。

本年1月4日、勝浦地方卸売市場にて初市をとり行い、昨年より5トン多い約55トンの水揚げがあり、さい先のよい初市となりました。

平成29年の管内3漁協及び勝浦市場の水揚げ状況につきましては、全体の水揚量は1万2,140トンで昨年より881トンの増となり、金額では81億7,879万円で昨年より4億4,646万円の増となりました。沿岸漁業におきましては、定置網の不漁等により水揚量で46トン、金額で4,684万円の減となりました。マグロ漁におきましては、水揚量で928トンの増、金額で4億9,329万円の増となりました。

次に、観光関連の報告でございます。

平成29年の観光客数は、宿泊客が55万5,356人、前年比15.9%の減となりました。要因といたしまして、大型ホテルの耐震工事による宿泊可能人数の減少が大きいと思われま。日帰り客は95万4,715人で対前年比30.9%の増となり、総数151万71人で対前年比8.6%の増となって

おり、那智山奉祝記念事業の実施や高速道路の延伸が大きな要因と思われま

す。外国人観光客につきましては、5万9,447人で対前年比11%の伸びとなっており、順調に推移しております。引き続き、積極的なインバウンド誘客事業を進めていく必要があると考えております。

さて、本議会において提案しております議件について御説明申し上げます。

本議会に御審議をお願いいたします案件は42件でございます。その内訳は、平成30年度一般会計を初めとする当初予算13件、平成29年度補正予算7件、条例の廃止1件、制定3件、一部改正14件、過疎地域自立促進計画の変更1件、財産の無償譲渡2件、指定管理者の指定1件でございます。

初めに、議案第4号から議案第16号の平成30年度予算案の概要について御説明申し上げます。

本年度においては、水産鮮度保持施設整備事業を最も重点的に取り組み、また津波避難タワー整備など防災・減災対策、さらに福祉や医療を充実させた「より安全・安心なまちづくり」に引き続き取り組みます。

一方で、観光振興対策を初め、少子・高齢化対策や子育て支援事業などにも重点を置き、長期総合計画にありますように「着実にわがらで創る笑顔のまち那智勝浦」の実現に向けて、積極的に取り組む予算を編成させていただきました。

新年度の一般会計、特別会計、企業会計の予算総額は174億5,629万2,000円で、平成29年度予算総額202億3,343万3,000円に対し27億7,714万1,000円、13.7%の減となっております。

一般会計予算は、歳入歳出それぞれ88億3,230万円をお願いするものであります。対前年度比2億2,000万円、2.6%の増となっており、衛生費、民生費などは減少となりましたが、農林水産業費、総務費などで増加したことが主な要因であります。

主要事業といたしましては、冷凍冷蔵施設建設工事、津波避難タワー整備事業を初め、観光関連事業、農林水産振興事業などとなっております。

新規事業の主なものといたしましては、多子世帯在宅育児支援事業、VR撮影業務委託、アドバイザー業務委託、SEO対策委託といった観光振興事業、優秀映画鑑賞推進事業などとなっております。

歳入の主たる財源は、町税及び地方交付税、国県支出金、地方債で、また基金の取り崩しによる繰り入れを行います。

地方交付税につきましては28億円を計上しており、前年度と比較して5,000万円、1.8%の増となっております。

国県支出金につきましては、対前年度比6億4,167万円、58.5%増の17億3,859万円となっております。

町税につきましては、町たばこ税で増加、固定資産税や入湯税で減少を見込み、対前年度比180万円、0.1%増の14億5,429万円を見込み計上しておりますが、今後とも歳入財源の根源であります税収の確保に全力を尽くしてまいります。

次に、歳出について御説明いたします。

総務関係では、安全な町営バス運行を確保するため、老朽化に伴う太田線のバス車両1台の買い換え費用を計上しております。また、過疎地域の活性化のため、引き続き集落支援員及び地域おこし協力隊による過疎対策事業を実施いたします。

ふるさと納税につきましては、JTBなどの取り扱い窓口業者をふやしたことなどから寄附額の増加を見込んでおり、それに伴う返礼品の費用を計上しております。

次に、福祉関係でございます。

本町の福祉政策については、老人福祉、障害者福祉等、それぞれの福祉計画に沿って施策の充実に努めているところであり、全ての町民が安心して住みなれた地域での生活を継続できるよう、福祉の充実に向けた事業を実施してまいります。

障害福祉関係では、第5期障害者計画及び第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画の策定が完了し、障害の有無にかかわらず、いつまでも安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指し邁進してまいります。

また、平成31年11月に開催する全国健康福祉祭和歌山大会ねりんピック紀の国わかやま2019に向けて当町でも実行委員会を設立するに当たり、実行委員会運営のための補助金を計上しております。なお、当町はダンススポーツの会場地となっております。

児童福祉関係では、一定条件の下ではありますが多子世帯への保育料等の無償化に加え、多子世帯在宅育児支援事業として在宅で育児をする世帯を新たに支援いたします。

次に、生活環境関係でございます。

し尿処理関係として、環境衛生施設一部事務組合負担金9,468万3,000円をお願いしております。

最終処分場整備に係る事業につきましては、紀南環境広域施設事務組合において取り組んでおり、平成30年度より工事着手することになっております。組合負担金は1,267万2,000円をお願いしております。

現クリーンセンターについては、施設の運転管理及びごみ収集など運営経費と一般廃棄物処理に係る予算を計上して、安全・安心なごみ処理に万全を期してまいります。

次に、農林水産関係でございます。

農業関係におきましては、旅館米補助事業、学校給食米補助事業、農業次世代人材投資資金交付事業、遊休農地の活用及び高齢者の健康増進等を目的として町民農園事業を実施いたします。

林業関係におきましては、紀州材の需要拡大のための補助、森林環境保全のための補助、鳥獣被害対策として電気柵設置の補助金交付、猟友会会員による活動、鳥獣追い払い専用花火の交付等、また鳥獣被害対策専門の地域おこし協力隊を引き続き3名体制にし、喫緊の鳥獣害対策と将来的な人材育成に対応してまいります。

水産関係では、新冷凍冷蔵施設建設に向けての工事の監理業務委託及び施設整備工事の費用を計上させていただいております。また、引き続き海岸、漁港施設や漁場の保全、資源管理等

の施策を実施し、水産業の推進に努めてまいります。

次に、商工観光関係でございます。

商工関係におきましては、昨年に引き続き空き店舗活用事業補助金を予算計上いたしており、商店街の活性化に向け取り組んでまいります。また、買い物難民対策として、「買い物お助け協力店カタログ」の印刷製本費を計上しております。

観光関係におきましては、平成30年度は那智山青岸渡寺西国三十三所草創1300年記念の年となりますので、観光協会に対しまして記念事業費分を増額し予算計上しております。昨年に引き続き、国内外への魅力を発信するための大きな機会と捉えております。また、那智海水浴場のPRとして、やる気観光地魅力アップ協働事業補助金での水上遊具のレンタル料、クリアカヌーの購入費を計上しております。

さらに、観光関連の専門家による助言や支援を目的としたアドバイザー業務委託費やスマートフォンに即した観光施策としてのVR撮影業務委託費、ウェブ検索の対策としてSEO対策委託費を計上し、IT社会に即した新たな情報発信やウェブ対策として予算計上しております。

次に、建設関係でございます。

建設関係では、大谷地区残土処理整備事業、桧俵橋修繕事業、道路新設改良事業、河川改良事業、また昨年の台風21号により被害を受けた公共土木施設災害復旧事業などの経費をお願いしております。

次に、消防関係でございます。

消防関係では、常に消防組織・施設の充実強化に努めており、今年度におきましては消防艇「はくりゅう」修繕費用、消防団小型ポンプ付積載車及び指揮車の購入、耐震性貯水槽設置工事などを予定しており、消防力のさらなる強化を進めてまいります。

災害対策関係では、大規模災害に備えた備蓄用食糧購入や津波避難誘導看板の設置、自主防災組織支援補助、津波避難タワー整備等を引き続き進め、また大災害時における第2の災害対策本部の整備として、衛星携帯電話、テレビ等の整備費用を計上し、さらなる防災力の向上に努めてまいります。

次に、教育関係でございます。

学校教育関係では、英語指導助手の1名増員や特別支援教育相談員の配置、ICT備品の整備などの費用を計上し、安心して教育を受けることができる教育環境の整備を進めます。また、学校図書館の充実や訪問型家庭教育支援事業により、本町の将来を担う子供たちの教育の充実や活性化に努めます。

社会教育関係では、教育相談員を配置し家庭教育支援や社会教育支援に取り組むとともに、公民館活動費用や人権啓発費用、そしてことし40回を迎える町民総合体育大会記念事業の関連費用を計上し、生涯学習の推進に取り組めます。

町立図書館のシステム導入が3月末に完了予定であり、利用者の利便性も向上しますので、図書館資源を利用して読書や学習機会の提供にさらに取り組んでまいります。

また、新たな取り組みとして優秀映画鑑賞推進事業を計上し、町民の皆さんが映画に親しめる場を創出いたします。

次に、特別会計でございます。

国民健康保険事業費特別会計につきましては、医療費に係る保険給付、国民健康保険事業費納付金など総額24億4,615万3,000円を計上しております。平成30年度より都道府県が市町村とともに国民健康保険事業の運営を担い、財政運営の責任主体が和歌山県となるため、市町村ごとに決定された国民健康保険事業費納付金を和歌山県に納付することになっております。

後期高齢者医療事業費特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金など総額4億4,704万1,000円を計上いたしております。

育英奨学金貸与事業費特別会計につきましては、高校生、大学生などへの貸与を継続し、今年度も予算を計上いたしております。

下水道事業費特別会計につきましては、那智山地区特定環境保全公共下水道に係る事業費を計上いたしております。

介護保険事業費特別会計につきましては、総額21億311万7,000円を計上しております。介護保険法により3年を1期とする介護保険事業計画を定めるものとなっており、本町におきましても那智勝浦町長寿社会づくり委員会で審議いただき、平成30年度から平成32年度までの3年間の介護保険料も含めた第7次介護保険事業計画を策定したところでございます。策定に伴い介護保険料の改定がございますので、介護保険条例の一部改正案を提出しております。また、居宅介護支援事業者の指定権限が県より移譲されることに伴う条例案も提出しておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

勝浦地方卸売市場事業費特別会計につきましては、開設から1年半を迎えますが、比較的魚価も高水準で推移したため、平成29年度の施設使用料収入も当初の予算を上回る見通しでございます。今後も関係機関と連携し、水揚げ及び魚価の向上に努めてまいります。

次に、企業会計でございます。

水道事業会計につきましては、昨年に引き続き平成23年台風12号災害にて被災した市野々水系の取水施設の災害復旧工事を行い、また配水管布設替工事なども進め、より一層の安全・安心な給水サービスの充実に努めてまいります。

町立温泉病院事業会計につきましては、和歌山県地域医療構想や新宮保健医療圏において求められる医療機能を考慮した新たな診療提供体制のもと、新病院運営を開始するための予算編成となっております。新病院におきましても、地域住民の皆様方に信頼される安全・安心な医療を提供することを基本方針に、よりよい医療の提供に努めてまいります。

以上が平成30年度予算の大要でございます。

引き続き、議案第17号から説明いたします。

議案第17号の分課設置条例の一部を改正する条例につきましては、機構改革を行い課の再編を行うため、改正をするものでございます。

議案第18号の町営バスの運行に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新病院開

院に伴い、停留所の変更などの改正をするものでございます。

議案第19号の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新規に障害支援区分認定審査会を設置するため、名称変更の改正をするものでございます。

議案第20号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成29年の人事院勧告に伴い改正をするものでございます。

議案第21号の墓地条例の一部を改正する条例につきましては、墓地返還の件数増加に伴い、新たに返還規定を設けるため改正をするものでございます。

議案第22号の国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、法律の改正により、今まで町で運営していたものに県とともに運営を担い、県と町の役割を明確化するため改正をするものでございます。

議案第23号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、法律の改正により、財政責任主体が県になること及び税率変更に係る改正をするものでございます。

議案第24号の後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、法律の改正により住所地特例の見直しに係る改正をするものでございます。

議案第25号の介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、第7期介護保険事業計画策定に係る保険料率等の改正をするものでございます。

議案第26号の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例につきましては、平成30年4月1日から保険者機能強化の観点から指定居宅介護支援事業者の指定権限が県から町に移譲されるため、新たに条例を制定するものでございます。

議案第27号の勝浦漁港にぎわい市場の設置及び管理に関する条例につきましては、にぎわい市場設置に伴い、管理等について新たに条例を制定するものでございます。

議案第28号の消防手数料条例の一部を改正する条例につきましては、政令の改正に伴い、貯蔵タンク設置に関し許可の申請に対する審査手数料の改正をするものでございます。

議案第29号の消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、政令改正により、扶養親族の補償基礎額変更に伴い改正をするものでございます。

議案第30号の火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、重大違反のある防火対象物について状況の公表をするため、改正をするものでございます。

議案第31号の公民館条例の一部を改正する条例につきましては、分館の統合や定数改定等の改正をするものでございます。

議案第32号から議案第34号につきましては、新病院開院に向けての条例改正等で、議案第32号の病院事業の設置等に関する条例は、病院移転に伴い、位置、診療科目、病床数等の改正をするものでございます。議案第33号は、新たに温泉病院事業の使用料及び手数料条例を制定するもので、議案第34号は、今までの町立温泉病院条例を廃止するものでございます。

議案第35号の過疎地域自立促進計画の変更につきましては、那智漁港灯浮標設置事業について過疎計画に計上するものとなっております。

議案第36号は、平成29年度一般会計補正予算であり、歳入歳出それぞれ3,012万2,000円を増額し、予算総額を94億9,567万2,000円とするものであります。

主なものといたしましては、国庫補助に係ります公共土木施設災害復旧工事費の増額、津波避難タワー設置工事費の減額、人事院勧告等に伴います人件費の調整などとなっております。

議案第37号から議案第42号は、国民健康保険事業費特別会計、下水道事業費特別会計、介護保険事業費特別会計、勝浦地方卸売市場事業費特別会計、水道事業会計、病院事業会計に係る各特別会計及び企業会計の平成29年度の補正予算であります。

議案第43号及び議案第44号の財産の無償譲渡につきましては、旧太田中学校の施設の一部を太田寄合会に無償譲渡することについて議会の議決をお願いするものでございます。

議案第45号の円満地公園の指定管理者の指定につきましては、指定の期間が3月末日で終了しますので、新しく指定管理者の指定をお願いするものでございます。

以上が本議会に提案いたしました議件の概要であります。その詳細につきましては各担当課長から説明いたしますので、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議員の皆様、そして町民の皆様の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます、町政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第17号 那智勝浦町分課設置条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第4、議案第17号那智勝浦町分課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） 議案第17号那智勝浦町分課設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

第1条の改正につきましては、現在の観光産業課内の観光商工部門と総務課内の企画部門等をまとめた観光企画課の設置と、観光産業課内の農林部門と水産部門とをまとめた農林水産課の設置を行うものでございます。

また、第2条の改正につきましては、第1条の改正に伴い関係するそれぞれの課の分掌事務を再編するもので、現在の総務課、観光産業課のそれぞれの係で行っている業務について、再編後においてもそれぞれの課において行うものとなっております。

今回の改正につきましては役場内の課の再編を行うもので、本町の最大の産業であります観光業のより一層の振興策として役場の観光部門を強化するに当たり、現在の観光産業課から観光商工部門を独立させ、また観光と関連性のある総務課内の企画部門等をまとめた観光企画課の設置と、また観光業と並んで重要である農林水産業のさらなる振興を図るため、農林水産課

の設置を行うものでございます。

関係資料として、新旧対照表を添付させていただいております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番左近君。

○2番（左近 誠君） それでは、質疑に移らせてもらいます。

まず、観光と企画の融合です、観光企画への変貌は我が町の観光に大きなプラスになると私は思っておりますが、戦略的な観光振興、情報発信力が強化されて、世界遺産那智の滝とか熊野古道の世界展開に大きな力となると思っております。

広報公聴に関することと統計が総務課から観光企画課に移っておりますが、そもそも広報公聴は町政に関する周知及び啓蒙を図って町民の意見及び要望を把握し、これを町政に反映させる目的があると思うんです。そうした場合、公聴会の開催、例えば町政懇談会、これをするときにやはり総務課がいいんじゃないかと。

それから、町の広報紙を発行すること、これも広報です。それから、配布物、例えば地区内の回覧を回します、そういったときにこれも広報の一つだと思うんです。それから、行政無線を使って町内放送しております。例えば、開催中の事業について、今の3月でしたらひな祭りを開催してますよとか、また新病院の内覧会ですか、これを行いますよとか、そしてまた行政相談窓口というのもこういう町内放送を通じてやっております。そうした公聴というんですか、そういったもの、それから報道機関にも新聞社等いろいろ説明とか案内をしたりとかこういうのが公聴広報ということで、総務課の仕事だと思うんです。

それから、統計も僕思うんですけど、国勢調査、経済調査、幅広い分野にまたがって調査をします。これも総務課の仕事だと思うんです。それから、観光企画課に統計をというんですが、これは観光統計調査というのは大事なあれなんですけど、一部を観光統計調査という形で残してはどうかと思います。

以上です。それについてお答え願います。

○議長（中岩和子君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） お答えします。

企画系の今現在やっている業務についてどうかというような質問でございました。広報公聴関係の業務なんですけれども多々ありまして、現在総務課の企画係においてやっている業務、また総務課内でやっている業務いろいろあります。現在の企画でやっている業務に関しましては町広報の発行、またホームページ等の管理でございます、またそれに加えてZTVでの文字放送の広報になっております。そのほかの議員おっしゃられました防災行政無線での町内放送に係るものにつきましては、現在防災係のほうで業務を分担しております。また、各新聞報道等に関します報道機関への発表、周知などにつきましては総務課内の秘書係、それから町政懇談会、またまちづくり推進会議などについての広報に関しましては総務課副課長が中心と

なっております。

先ほど統計のこともおっしゃられましたけども、統計についても重要な業務でございます。現在、統計については企画系のほうで業務を行っておりますけれども、引き続き今後も観光企画課のほうでこの重要な統計業務を行っていただきたいとは考えております。

ですから、広報公聴業務につきましてはそれぞれ総務課のほうにほぼ残りますので、特に問題はないかと思われま。

以上です。

○議長（中岩和子君） 2番左近君。

○2番（左近 誠君） これ移したときに、例えば第2条の5号に広報公聴に関するものと統計に関するものを移すということになっています。ほんなら、公聴広報は説明やとこれこれ分けるということなんですけど、せやけどこうやってしもたらもう何もそちのほうで扱うのかなということにもなると思うんです。これどうでしょうか。もうそっくり総務課からこっち移ったという感じになりますね。

○議長（中岩和子君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） お答えします。

広報公聴関係、先ほども答弁させていただいたんですけど総務課のそれぞれの係で行っている業務と総務課の企画係で行っている業務があります。企画係で行っている業務のみ、今回観光企画課のほうへ移行するというようなことになっております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 2番左近君。

○2番（左近 誠君） 広報公聴に関することって、観光企画課に移っても総務課の中ではやっぱり広報公聴に関することをやるということもあるということですね。そういうことですね。わかりました。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 1点、お聞きします。

商工と観光を分離した後、農林水産が残るんですけど、この農林水産課は大人数どれぐらいになるかわかりますか。

○議長（中岩和子君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） お答えします。

現在、観光産業課内の農業、林業、水産業に係っております人数が、現在考えておるのはそういう配置で行っていきたいとは考えております。また、当然課長、副課長もできるかとは思っていますので、今の人数プラスそういうような人数になると思います。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） おおよそで人数わかったら知りたかったんですけども。町長が観光に力を

入れるということで新たに分課するということが観光にとってはいいことなんですけど、心配するのはこれで観光部門が強化して脚光を浴びていく一方で、農林水産のほう小さな人数の少ない元気のない課になっていかないか、それが心配なんです。

農林水産についても、特に農林は今までになかった鳥獣害対策ですとか休耕田がこれからふえていくのでその対策だとか、農林水産のほうも特に専門知識が必要な分野なんでそういう人数の少ない元気のない、逆に観光を強化する余りに農林水産のほう置き去りにならないか、それが心配なので、そちらのほうも専門的な職員を、人数は仮に少なくとも養成していくようなそういう配慮も忘れないでほしいということで、その辺も考えてあるかということ念を押しておきたいと思います。

○議長（中岩和子君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） 議員おっしゃられた人数なんですけど、8名から9名程度になるのかなとは考えております。先ほども説明させていただきましたけども、観光業と並んで重要である農林水産業のさらなる振興ということでこういう部門を独立させてもっと強化させていただきたいということで、こういうような配置になってございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） この観光と農林水産ですか、これを分けることによって経費がどれぐらいかかる、ふえるのか、これ17年ぐらいのときに行財政改革ということで課を少なくしたと思うんですけど。それによって、ふやすことによってまた経費がかかるんかと、経費がかかってもそれだけの費用対効果があればいいんですけど。

ほんで、観光に町長力を入れるということ、選挙のときからずっと述べておられたんですけど、これ目標にしている数字とかそういうの、副町長聞いてます。観光に力を入れるんやと言ってますけど具体的にどのようにされるんかって町長おられたら聞きたかったんですけど、副町長聞いているのか。

ほんで、この農林水産のほうも充実させると言ってますけど、具体的にどのようなことに力をなされるのか、全然具体的にわからないんです。この課をふやすことによって、観光に具体的に数値目標を持ってこのようにして頑張るといって、もっと具体的に教えてほしいんですけど。

○議長（中岩和子君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） お答えします。

町長のほうから具体的に数字等々はどれぐらいという数字は私は聞いておりませんので、申しわけないですけどまた町長と相談しながら議員のほうにも伝えさせていただきたいと思いません。

それともう一つは、強化するということが、今は観光産業課ということで課長、副課長が1人ずつなのでなかなか細かいところまで目配りできないということで、今回独立させて、課

長、副課長さんがその部門に細かく目配りできるような体制をつくりたいということでこのような独立、課の再編ということになっております。

経費につきましては、特にこれに関して幾らかかるとかということはございません。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 町長がこの分課によって主として力を入れていくところをお聞きしたかったんですけどお休みということで、分課前の総務課と観光産業課の人員がどういうふうこの3つに分かれて、割合がいくのか、それとも3つに分かれて今までの総務課と観光産業課よりふやしてこの3つに分けるのかが1点と、公約の中にも分課のような関連で防災も担当とかそういうお話があったんですけど、その辺は分課にせんのか。その辺をお聞きします。

○議長（中岩和子君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） 人数の質問だったと思います。

今回、観光企画課ということで設置することによって人数がどうなるかということなんですけれども、当然課長、副課長さんという方が、1つの課ができることなのでそういうところではふえると思います。また、職員に関しては現系の者そのままの人数で再編していこうとは考えてございます。

もう一つは防災対策のほうですか、町長の中では防災対策室ということで言われております。防災対策室につきましては、総務課内の防災係を格上げさせていただいて防災対策室というようなものに再編させていただきたいと思います。これについては条例の改正が特に必要ないということで、今回はしておりません。

以上です。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 今、現実総務課と観光産業課で何名おられるんですか。これ、今2課で、それを3課にすると課長さんが1人ふえるわけなので、要は観光産業課の中で農林の課長さんがもう一人ふえるということは農林の担当の中から1人課長さんをふやしていくのか、それとも新たに担当の上に課長をつけていくのか、そうしたら1人ふえる形になるんですけど、今人員的にはどんなになったあるん。

それと、場所的にも今観光産業課の中であその場所で企画をそこに足していくのか、その辺はどんな考えられてあるのか。

○議長（中岩和子君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） お答えします。

職員数は全体で限られておりますので、その中の職員数でやりくりさせていただきたいと思っております。ですから、1つ課がふえるので、当然先ほども言いましたように課長、副課長が今の体制からふえますので、その辺、全体の課の再編において人数は調整させていただきたいと思っております。

もう一つ、場所なんですけれども、まだ具体的にどこの場所ということは確定しておりません。現在の観光産業課内で観光企画課を置くのか、また農林水産課を置くのか、その辺は今後協議して、可能な人数等のこともありますので、また町民の皆さんが利用しやすい方向で考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第17号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開は10時50分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時37分 休憩

10時51分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第18号 那智勝浦町営バスの運行に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第5、議案第18号那智勝浦町営バスの運行に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） 議案第18号那智勝浦町営バスの運行に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次のページをお願いいたします。

〔議案第18号朗読〕

今回の改正につきましてですが、町営バス色川線及び太田線について、本年の4月1日からの新病院の開院に伴い、町立温泉病院の停留所を現在の町立温泉病院の位置から新病院の位置に変更するものでございます。

資料といたしまして新旧対照表をつけさせていただいておりますので、そちらをごらんください。

資料A3判の1枚目になります。

別表第1とその下の別表第2につきましては、町営バス色川線の料金及び停留所でございます。別表第1及び第2についてですが、右側の改正前の町立温泉病院の停留所の位置ですが、22番の天満停留所と24番の須崎停留所の間に位置しておりますが、左側の改正後の町立温泉病院の停留所になりますけれども、24番の国道朝日前停留所と26番の国道役場横停留所の間に位置します。

次に、A3判の2枚目の別表第3につきましてですが、これは町営バス太田線でございます。

町立温泉病院の停留所の位置ですが、色川線と同様、右側の改正前は天満停留所と須崎停留所の間に位置しておりましたけれども、左側の改正後は国道役場横と国道朝日町の間に位置するものでございます。

なお、今回については料金の改定はございません。

新病院の停留所の位置になりますけれども、配付しております関係資料のA4判のものをご覧ください。1枚目です。

赤い部分の停留所と表示のあるところでございます。新病院の玄関前、これは屋根があるところになりますけれども、そこに設置予定でございます。矢印の赤と青についてはバスの経路になってございます。国道から入って病院の玄関前まで来るという経路になってございます。

また、もう一つ町営バスについて現在事務を進めております宇久井地域及び勝浦、朝日、天満周辺地域についてですが、現在各地区への説明を一通り済ませた段階でございます。今後は各地区の意見の集約を図ることと、また並行してバス会社等の協議も今後重ねていく予定でございます。

また、今後の取り組みの予定も含めまして委員会のほうに報告させていただき、また議員さんの意見を聞きながら事務を進めてまいりたいと考えておりますので、この件につきましてもどうぞよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） このバスに関しまして、天満、須崎地区の人たちは今まではもうすぐ病院が横にあったから歩いて行けてたんですけども、この今までの巡回町営バスのやつは全部大体国道を走ってましたですね、ほんで入っていかれると。

そうなってくると、今まではずっと歩いて行けたやつが条件が変わってかなり出てくるということになってきますので、そこらのルートの変更、地元の意向を聞いて、例えば天満のほうやったら中を走るとか、ほんで須崎のほうも桜道のほうを走るとか、そういうようなことのルートの変更は今後とも考える余地はないのかな、そこを。要望としてそういう声も地域のほうから出てたので、そういう検討の余地はないのかなということでお聞きしておきたいんです。須崎地区の人や天満地区の人が今までと条件違って来るから、歩いて行けてたところが今度バスで行かないかんようになるんで、そこらで使いやすいルート変更をしてもらえんのかなというような声を聞きましたので。済みません。

○議長（中岩和子君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） お答えします。

今回のバス路線の条例改正につきましては、色川線と太田線の停留所の位置の改正でございます。議員おっしゃられるとおり、天満、須崎地域におきましては近くにあった病院が朝日のほうへ回ってくるということで遠くなるということで、なかなか歩いて来るのが困難になってくるというような御質問の中で、先ほども最後に触れさせていただきましたけれども、勝浦、朝日、天満周辺地域でのバス路線を今検討中でございます。

そのバス路線において、天満、朝日、須崎、その辺の住民の方々の方々の利便性ということで今後検討していかせていただきますので、そちらのバス路線のほうでまた議員さんの意見も聞きながら進めていきたいと思っておりますので、今回どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） それで結構やと思うんですが、ただこの間話を聞きましたら10月ぐらいになるかなと、そういう朝日、天満の声を聞きながらという話だったので、その間の期間6カ月ほどありますので、半年ほどありますので、そういった期間、具体的にもし区長さんやいろんな方のところへ聞きに行ったときにそういう声が出てきたら対応してあげてほしいなという、これはあくまで要望ですがお願いします。

○議長（中岩和子君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） 今後、勝浦、朝日、天満のバス路線の運行に関しましては、また重々各地元の区長さんとか住民の声を聞きながら進めていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） この表ですけど、今停留所の変更だけと言ったけど、この改正前の別表第1、下のところで、僕細かい字できのう調べやっつて、これ500円になってあるんです、料金変わってないこれ。別表、改正前と改正後で一番端の籠から来たら、21からか、この天満から料金改正後は600円で、こっちの改正前で500円って書いてない、これ。

○議長（中岩和子君） 恐れ入ります、新旧対照表、この大きい広げたほうを見ていただけますでしょうか。小さいほうは印刷のあれがありますので、よろしくお願いたします。

〔副町長矢熊義人君「申しわけありません、その大きなほうを配ったときに小さいほうを回収したほうがよかったですけど、私も見えなかったので無理やと大きいほうにかえさせていただきました」と呼ぶ〕

済みません、そしたらこちらのほうでよろしくをお願いします。色ついたあるの中ほどにございます。

よろしいですか。

〔1番荒尾典男君「はい、いいです」と呼ぶ〕

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第18号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第6、議案第19号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 議案第19号について御説明申し上げます。

〔議案第19号朗読〕

次のページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、平成29年第3回定例会において御可決いただきました那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、障害支援区分等認定審査会共同設置規約に基づき共同で実施いたしますところの障害支援区分等認定審査会の委員の報酬について、共同実施による規約に

基づく委員会名称に改めるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第19号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第20号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第7、議案第20号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） 議案第20号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

今回お願いをしております条例の一部改正につきましては、平成29年8月8日に出されました人事院勧告に基づく条例の一部改正でございます。勧告の内容につきましては、民間給与との格差が0.15%、金額にいたしまして631円生じているため号給表の水準を引き上げるとともに、勤勉手当については民間の支給状況等を踏まえ0.1カ月分の引き上げとなっております。

まず、第1条ですけれども、平成29年度について、一般職員の12月期の勤勉手当の支給率100分の85を100分の95に、また再任用の職員にあっては100分の40を100分の45に改めるものでございます。

第21条第2項第1号の規定は一般職員の勤勉手当の規定で、民間の支給割合に見合うように0.1カ月分、支給率で100分の10を引き上げるもので、第2号については再任用の職員の規定で0.05カ月分、支給率で100分の5を引き上げるものとなっております。

また、別表1から別表3を別紙のように改めるとございます。

次のページの別表第1は一般行政職の給料表、また次の別表第2につきましては医療技術員の給料表、その次の別表第3につきましては医師の給料表となっております。それぞれ引き上げの改正となっております。

第2条ですけれども、第2条は平成30年度分について、勤勉手当の支給率の上昇を0.1カ月分の支給を平準化させるため、6月分と12月分にそれぞれ均等に振り分けるように調整を行っているものでございます。

附則の1は、この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行するとなっております。

附則の2は、給料表の改定につきましては平成29年4月1日から適用する。ただし、勤勉手当については平成29年12月1日の基準日から適用するというものでございます。

次の附則3と4につきましては、給料の支給方法について定めたものとなっております。

関係資料といたしまして、新旧対照表を添付させていただいております。

また、この改定に伴います給与等の増額分につきましてですけれども、今議会の各会計の補正予算に計上させていただいておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第20号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 8 議案第 2 1 号 那智勝浦町墓地条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第 8 議案第 21 号那智勝浦町墓地条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 議案第 21 号那智勝浦町墓地条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町墓地条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町墓地条例（昭和 50 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、近年遺骨の改葬に伴い、町営墓地の返還が増加の傾向にあることから、墓地を使用する必要がなくなった場合の墓地の返還に関する規定を新たに条例に設けるものでございます。

また、あわせまして条例の文章中の読点の追加、削除についても整理させていただいております。

お手元に新旧対照表を配付させていただいておりますので、こちらで御説明申し上げます。

第 6 条第 4 項中、既納の使用料はの次に読点を追加するものです。

第 12 条第 1 項第 3 号中、法令または次の読点を削除し、第 2 項、第 3 項についても削除するものです。なお、第 2 項、第 3 項については使用許可の取り消しに伴う墓地返還の際の原形復旧を規定するもので、新たに設ける返還に関する規定第 14 条に整理させていただいております。

第 14 条は、第 12 条に規定しておりました使用許可の取り消しに伴う墓地の返還に加えて、新たに墓地を使用する必要がなくなったときを追加するものでございます。

裏面の 2 ページ目をお願いいたします。

第 15 条以降につきましては、第 14 条に新たな条を追加することに伴い条番号を繰り下げしております。

また、改正前、第 15 条第 2 項中、第 5 条第 1 項の規定による許可を受けないでの次の読点を削除してございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第21号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第22号 那智勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第9、議案第22号那智勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 議案第22号那智勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

条例改正の御説明をさせていただく前に、まずこのたびの国民健康保険制度の改正の概要について、お配りしております資料により御説明させていただきます。

議案第22号関係資料をお願いいたします。

資料1枚目です。

改革の方向性、1、運営のあり方です。

都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化する。

失礼いたしました。

1行目です。都道府県が市町村とともに国保の運営を担う。

丸の3つ目です。都道府県が都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進する。

この改正の背景にありますのは、これまで国保保険者は市町村単位であったため、被保険者数の少ない小規模保険者が多数存在し、そうした小規模保険者では財政が不安定になりやすいことや、被保険者の年齢構成や所得分布は市町村間において差異が大きいこと等の構造的な問題等を抱えていたため、このような現状を改善し、制度の安定的な運営が可能となるよう制度改正が行われたものでございます。

その下です。都道府県及び市町村の役割を項目ごとに記載しております。

2、財政運営です。都道府県は、財政運営の責任主体となり、市町村別の国保事業費納付金額の決定や財政安定化基金の設置運営を行います。市町村は、示された国保事業費納付金を都

道府県に納付します。

3、資格管理です。資格管理につきましては、これまでと同様に市町村が被保険者証等の発行を行います。

4、保険料の決定、賦課徴収です。都道府県は、市町村ごとの標準保険税率を算定、公表します。市町村は、示された標準保険税率等を参考として保険税率を決定、賦課徴収を行います。

5、保険給付です。保険給付の決定、支払いにつきましては、これまでと同様に市町村が実施します。一方で、都道府県は保険給付に必要となる費用全額を市町村に対して支払います。

6、保健事業です。保健事業につきましては、これまでと同様に市町村がそれぞれの被保険者の特性に応じたきめ細かな保健事業を実施します。

資料2枚目をお願いいたします。

国民健康保険事業の医療給付に係るお金の流れが平成30年度以降大きく変わりますので、資料に記載の図により御説明いたします。

上段が現在のお金の流れの図でございます。下段は平成30年度以降のお金の流れを図示したものとっております。

現在は、町国保特別会計に国保税や一般会計繰入金を受け入れ、また国庫支出金、県支出金、支払基金からの拠出金等につきましても受け入れた上で医療給付の支出を行っております。一方で、下段の平成30年度以降は、国庫支出金、県支出金、支払基金からの拠出金等は和歌山県が設置する県国保会計で受け入れられることとなります。また、一旦町国保特別会計において受け入れました国保税、一般会計繰入金につきましても、県国保会計へ納付金として納付します。

医療給付の支払いは平成29年度までと同様に町国保特別会計から行いますが、医療給付に必要な費用全額を県国保会計から町国保特別会計に受け入れるというお金の流れとなります。

一番下の表をお願いします。

資金面に係る現行との相違点について補足説明したものでございます。

医療費の急増により財源不足となった場合、現在は不足分を一般会計より補填、赤字繰り入れしておりますが、平成30年度以降は医療給付費全額が県より支払われる交付金により賄われるため、財源不足となることはございません。

また、国保税の収納不足により財源不足が生じた場合、現在は上の医療給付費と同様、一般会計繰入金で補填されておりますが、平成30年度以降は、原則県が設置する財政安定化基金より借り入れすることとなります。

制度概要の説明は以上でございます。

議案にお戻りいただきまして、2ページ目をお願いいたします。

那智勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町国民健康保険条例（昭和34年条例第7号）の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、平成27年5月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、都道府県が国保財政運営の責任主体となることから国民健康保険法等に都道府県の記載が加えられたため、市町村国民健康保険条例についても文言の改正を行うものであります。

お手元に新旧対照表を配付させていただいておりますので、新旧対照表をごらんください。

4行目をお願いします。第1章の章名、第1条及び第1条の見出し中、この町が行う国民健康保険を、この町が行う国民健康保険の事務に改めるものでございます。

第2章の章名、第2条及び第2条の見出し中、国民健康保険運営協議会を、この町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に改めるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 今の説明の中で結局県の単一化の方向に行くということになってくるわけですが、説明の中でこちらのほうが集めた分が不足した場合に結局県のほうに借り入れるということで今説明あったと思うんですが、この借り入れの場合にはきちんと返済をするというのが条件になるわけですね。それをお聞きします。

○議長（中岩和子君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 今、御指摘のありました保険税の収納に不足が生じた場合、これにつきましては今までは一般会計からの繰り入れというもので補填されていたわけですが、この制度改正後は和歌山県が設置します財政安定化基金、こちらから借り入れをすることとなってございます。そしてまた、借入金の償還につきましては、次回の保険税でその財源を求めて償還していくこととなってございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そうしますと、最初のスタートは、今回後で出てくると思うんですが、今の状態でスタートしたとしても、今説明されましたよね、借り入れをした場合にそれを次年度の税金のほうで返していくということになっていくわけですから、結局税率がさらにアップするということは当然出てきますよね。それだけ確認したい。

○議長（中岩和子君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 御指摘のありましたとおり、償還財源につきましては次回保険税の中でその財源を求めていくこととなります。急激な保険税増加を招かないよう、適正な事業運営に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） ことしの分で上げなくて済むという分について、これ後で出てくると思

うんですが、そういったことで今後の方向性としては、課長のほうにも前に聞いたことあるんですが、例えば基金に積み立てるとかというようなことも聞いたんですが、そこらあたりの検討はしているのでしょうか、どうですか。

○議長（中岩和子君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 平成30年度以降につきましては決算の状況を確認しながらということになってきますが、もしその保険税について剰余金が生じた場合、これにつきましてはまずはその翌年度、平成31年度の標準保険税率等を確認しながら、その財源については保険税の上昇抑制財源であったり、また保険税の収納不足財源であったりそういったものに活用していきたいというふうに考えております。

また、その財源が複数年次にわたって活用するという見込みがあるならば、また準備基金の設置も検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 確認したいんですけども、保険税の決定とか賦課徴収の関係です。これで標準的な算定方法等により市町村の標準保険税率を算定、公表という、県が公表になるんですけども、これに基づいて市町村が税率を決定していくわけなんですけども、これは毎年検討するんですか、それとこの標準税率というのは毎年出るのかどうか。

それと、この保険税率を決定するというのは、国保運営協議会がなくなって、この町の国民健康保険事業の運営に関する協議会というのができるんですけども、ここがそういうあれを諮問を受けて答申しながらやっていくのかどうか、その点だけ。

○議長（中岩和子君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 標準保険税率についての御質問ですが、これにつきましては毎年和歌山県のほうから示されるということになってございます。

そしてまた、標準保険税率を参考とした保険税率の決定ですけれども、これにつきましても町の国保運営協議会のほうに諮問させていただきまして、その中で御審議いただいた上で答申をいただくということになっております。今年度につきましても、国保運営協議会のほうを2月6日、そして2月20日両日開催いたしまして、20日に答申をいただいております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 済みません、単純なところなんですけど、国保税が徴収できなったら県から借り入れて県へ支払うということでしょう。翌年、その年度で事業して余ったお金をそれに足していく、翌年の足りなんだ分に足すと。これ、余った分がなかったらずっと県から借り入れていかなあかんことになるのかな。その辺、説明をお願いします。

○議長（中岩和子君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 財政安定化基金からの借入金につきましては、次回以降の保険税のほうで償還財源を求めていくということになります。ですので、もしその償還財源が次回の保険税でも不足した場合、再度借り入れをすることになるかと考えております。そういったことがないよう、借り入れすることのないよう、適正な事業運営に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） この条例の一部改正に反対する討論を行いたいと思いますが、今のいろんな福祉制度の問題や社会保障制度の問題、これ全部国の施策の中で発生している問題であって、そのことによって自然増で後期の高齢者がどんどんふえていくというようなことはもう当初からわかっているんですが、そういったことの中で結局自然増でふえる分をふやさないでカットしていくという方向でずっと今流れていて、その負担が各地方自治体のほうに負担かかってきているわけです。

そういったことの中で、いわゆるこういうやつの都道府県条例化をすることによって県で一本化していく、取り立てを強くしていくというのが僕は基本的には大きな狙いがあると思う、だからさっきの借り入れの問題が出てくると思うんです。

だから、そういう意味ではこの都道府県化によって、結局今まで住民の負担が少しでも抑えられるということでやってきた制度が大きく崩れていくというふうに思います。結局、一般財源からこの間はずっとどこの地域でも自治体でもほとんどそれでやってきたんですが、法定外繰り入れをやってきたんだけどそれができなくなる、結局税率アップになってくると。これからどんどん少子・高齢化になってくる中でそういった問題についてはさらなる税率のアップというのは当然考えられてきますので、私はこの条例に改正については納得できませんので反対とします。

○議長（中岩和子君） 原案に賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 原案に反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第22号について原案のとおり可決することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第23号 那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第10、議案第23号那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 議案第23号那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いします。

那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町国民健康保険税条例（昭和43年条例第5号）の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、国民健康保険制度の改正に伴い、県から示された平成30年度における国民健康保険税標準保険税率を参考として、本町の税率を定めるための改正を行うものでございます。

お手元に資料を配付させていただいておりますので、資料をごらんください。

和歌山県が示した標準保険税率と税率改正案比較表でございます。

一番上の表につきましては、基礎課税額に係る税率となっております。2番目、3番目の表はそれぞれ後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額に係る税率でございます。また、一番下の表はそれらを合算した合計の税率となっております。

一番上の基礎課税額分の表をお願いいたします。

表1列目は所得割から平等割までそれぞれの区分を記載してございます。また、最も下の行には1人当たり保険料年額を記載しております。2列目につきましては現行税率、3列目は県から示された標準税率、4列目がこのたびの改正案でございます。基礎課税額分につきましては標準税率が現行税率より低かったため、5列目の現行との比較にありますとおり減額の改定を行っております。

次の表、後期高齢者支援金等課税額分では、逆に標準税率が現行税率を上回っていたため、現行との比較欄にありますとおり増額の改定を行っております。

次の表、介護納付金課税額分では今回改定を行っておりません。

結果としまして、一番下の合算の表にありますとおり、今回は現行税率を据え置く改定とな

っております。また、合算の表の右端にございます標準税率と新税率案との比較では標準税率を新税率案が上回っておりますので、県に納付することとされております国保事業費納付金に必要となる金額につきましては確保できるものと考えております。

次に、条例改正につきまして新旧対照表にて御説明申し上げます。

お配りしております新旧対照表をお願いいたします。

第2条につきましては、国民健康保険税の区分を基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額とし、課税額はその合算額と定めたものでございます。今回の改正につきましては、関係法律の改正に伴う文言等の修正を行い、また課税区分を第1号から第3号までに分けて、第1号基礎課税額、第2号後期高齢者支援金等課税額、第3号介護納付金課税額とする改正を行ったものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3条から次のページの3ページ、第5条の2までにつきましては、先ほどの資料で御説明申し上げました基礎課税額に係る税率の改正でございます。

なお、第5条の2は世帯平等割額を定めた規定で、第2号の特定世帯、第3号の特定継続世帯につきましても、基準額の改正に伴いそれぞれ特定世帯、基準額の2分の1、特定継続世帯、基準額の4分の3に改めてございます。

次のページをお願いいたします。

第6条から第7条の3につきましても、同様に先ほどの資料で御説明申し上げました後期高齢者支援金等課税額に係る税率の改正でございます。

次のページの第24条につきましては、被保険者の所得等の状況に応じて均等割額及び平等割額について税の減額を定めたもので、第24条第1号7割軽減、次のページと同条第2号5割軽減、同条第3号2割軽減でございます。基準となる課税額の改正を行うため、それぞれの減額割合に応じた軽減金額の改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 質問します。

先ほどの説明で合算のところで見ましたらわかるように、結局現行と同じ金額をほぼ集めるという形になるわけです、ところが県の標準から見たらかなり違う。だから、いかに前のときに多く集めているかと、結局その分が、前のときにも言いました、一昨年度ですか、1億5,000万円ほどの黒字というようなことがあって、聞きましたらそのうちの5,000万円ぐらいが税率アップによる保険税からの収入やということで聞いたんですが、そして結局1億5,000万円がそのまま一般財政基金のほうに上積みされたということがあったわけです。

だから、今回安くおさめれるんであればその浮いた分、そういった前に財政調整基金に積み上げされた分、それをもう一回精査し直して、例えばこういう準備基金に、先ほど準備基金を

今後は考えていきたいというほうの話もありましたが、そういうところへ持っていけないのかどうか。ほんで、そのことによって、積み立てしていくことによって、逆に今度上げるときにもそれで抑えていけるということも考えられますので、そういった方法は今後とも考えられないのかなということをお聞きします。

○議長（中岩和子君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 平成27年度の決算の状況ですが、この年度に関しては国民健康保険特別会計につきましては黒字となっております。そして、その黒字となった金額なんですけども3,000万円の黒字でございました。そしてまた、27年度を除いた他の年度では恒常的な決算補填繰り入れを行っております。平成29年度におきましても、決算補填の繰り入れが必要となる現在の見込みでございます。

これにつきましては、27年度以外の年度の中で一般会計との繰り入れの中でやっておりましたが、平成30年度以降につきましては保険税分について一般会計とは切り離した上で運営していきたいというふうに考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 先ほどの平成27年度、前説明聞いたとき、そのうちの5,000万円って説明を聞いたんですが、その当時の総務課長に聞いたんですが、今の話では3,000万円ということなんですけど、その金額の件はいいんですが、結局税率を上げたことによって浮いてきた分です、そのときは。

だから、結局これから足りん分を確保するためにそうやって税率を上げていかないかんという事態が生じてくるわけで、そういう意味では早急に準備、そういう基金を積み立てていくという体制をきちんとつくとかという方法は早くせないかんの違うかなというふうに思うんです、今後の場合。

だから、今ここで県に対して出資できる分を金額で見たら、1人当たりの保険料が11万6,958円です、だけでも改正案では12万円何ぼになってるから、そこで浮いている分についてはそういうところできちんと基金に積み立てていくとかということも含めて早急に検討をすべきだというふうに思いますが、そこらはどうなんでしょうか。

○議長（中岩和子君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） お答えします。

今回の税率にした場合、年間どれぐらいの保険税ということですが、現在課税額ベースで約1,300万円の剰余金を見込んでおります。この剰余金につきましては、平成30年度決算において国保特別会計の剰余金として平成31年度に繰り越しを見込む金額でございます。

平成31年度以降における保険税の高騰抑制財源、また保険税が収納不足となった場合の穴埋めの財源として活用したいと考えております。

また、その準備基金につきましては平成31年度以降の状況を確認しながら、必要があればこれを設置したいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

10番津本君。反対討論。

○10番（津本・光君） これまで地方自治体が繰り入れしてきたのは、法定外繰り入れをしてきた分はやっぱり住民の生活を守るのが基本だったと思います。私、これの資料をずっと見ながら調べてましたら地方自治とはということで検索をしてみましたら、こういう文言が入っています、統一国家のもとでの自治であり、国及び法及び国法及び中央政府の制約を受けるけれども、中央政府とは別の独立した地方政府を持ち、一定地域について自主的な政治と行政ができること、これ団体自治というておりますが、その運営は住民参加が基本であること、住民自治、これを要件とする、こういうふうに書かれているんです。

だから、したがってこの問題について、国保の問題についてもそうですけども、地方自治体、私たちはそのために選挙で選ばれてきて、ほんで住民にそれが合うかどうかということをやっていくわけです、ほんで首長も二元制で選ばれます、ほんで私たちも選ばれます。だから、ここが住民自治の立場に立った判断をしていかないと僕はだめだと思うんです。そういう意味では、こういったことでさらに町民負担へのしわ寄せがやってきます。

ここに標準の県のやつの合算の分があるんですが、私なんかもうはるかにこれの3倍ぐらいは納めてます、国保税、相当やっぱり税金高いです。ほんで、これに加えて介護保険、これもまた後でも出てきますが、そういった負担というのが非常に大きい中で、これからは本当に町民の生活、だんだんだんだん大変になってくると思います。だから、そのときに議会が僕は町民を守るという視点でいろんなことを考えていかないと、ただ国がこう決まったから、はい、これで行きますという形のやり方だけでは僕は絶対だめだと思うんです。

そういう意味で、こういった法ができる。それは行政のほうの方は大変だろうと思います、いろいろ変わったりして、職員の皆さんの苦勞もよくわかります。けども、そこらは僕らが一定きちんと歯どめとしての役割を果たしていかないと僕は地方自治の質は守れないというふうに考えて、この一部改正する条例には反対をしたいと思います。税率改正の案です、これに反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（中岩和子君） 原案に賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 原案に反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第23号について原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時52分 休憩

13時29分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第24号 那智勝浦町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第11、議案第24号那智勝浦町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 議案第24号那智勝浦町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いします。

那智勝浦町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第1号）の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、高齢者の医療に関する法律の改正に伴い、必要となる住所地特例に係る改正を行うものでございます。

お手元に新旧対照表を配付させていただいておりますので、新旧対照表により御説明申し上げます。

第3条第4号の次に第5号を追加しております。これにつきましては、県外の施設等に入所等のために県外に住民登録されている方で本町の国民健康保険の住所地特例を受けている国民健康保険の被保険者が75歳に到達した場合、県外の後期高齢者広域連合の被保険者となるのではなく、国民健康保険の被保険者であった本町が属する和歌山県後期高齢者広域連合の被保険者となる旨の改正が行われたため、本町が保険料を徴収すべき被保険者にこれを追加するものでございます。

第2号から第4号の改正につきましては、本町に住所を有する後期高齢者医療の被保険者が

県外の施設等に入所等した場合の住所地特例に係る規定に、国民健康保険住所地特例により本町に住所があるとみなされていた方を追加するものでございます。

裏面の2ページ目をお願いします。

附則につきましては、第2条第1項及び第2項を削除してございます。これにつきまして、制度の始まった平成20年度のみ適用されておりました保険料納期に係る特例について、必要がなくなったため削るものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第24号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 議案第25号 那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第12、議案第25号那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 議案第25号について御説明申し上げます。

〔議案第25号朗読〕

次のページをお願いいたします。

介護保険法において、市町村は厚生労働大臣の定める基本指針に則して3年を1期とする市町村介護保険事業計画を定めることとされております。今回の改正につきましては、平成30年度から32年度までの第7期介護保険事業計画期間における第1号被保険者の保険料率を定めるとともに、介護保険法の改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

お手元に新旧対照表並びに関係資料を配付させていただいておりますので、その関係資料により御説明申し上げます。

関係資料は2枚ございます。1枚目の関係資料1をお願いいたします。

こちらにつきましては、改正する各条の改正内容要旨を実線で囲んで枠内に記載させていただいております。その内容でございますが、第2条第1項の改正につきましては保険料率の変更でございます。介護保険料は、介護保険法で介護サービス費のうち利用者負担分を除いた費用の総額を公費と被保険者の保険料で半分ずつ負担するよう定められております。3年を1期とする介護保険事業計画で、第7期に必要となる給付費総額を見込み、介護保険料を設定したものでございます。

第2項につきましては、所得の少ない第1号被保険者につきましては低所得者対策として基準額に乗じる割合を0.5から0.05を超えない範囲内で定めることができるため、第1項の規定にかかわらず第1号被保険者の保険料を基準額の0.45と引き下げるものでございます。

従前におきましては、第1項第1号に直接0.45の割合で計算した金額を記載しておりましたが、今回国から参考例に示されているとおり、項を分け、原則の規定とは分けて記載するものでございます。

第16条につきましては、介護保険法の改正により質問検査権の対象者を拡大するものでございます。第2号被保険者のサービス利用も増加していることから、第2号被保険者の関係者についても対象とするものでございます。

続きまして、関係資料2をお願いいたします。

現行の第6期の負担段階別保険料を左側に、第7期の改正案を右側に配置しております。保険料の段階は第1段階から第9段階まであり、第5段階が基準額となります。この基準額にそれぞれ段階別に割合を乗じたものが保険料となります。今回、第5段階である基準額を現行月額5,786円、年額6万9,432円から、月額5,937円、年額7万1,244円、2.6%、月額差額151円の差額をお願いするものでございます。

これに伴い、介護保険法施行令第38条第1項に定める保険料の算定基準により、第2条の第1号である第1段階は基準額の0.45、月額2,672円、年額3万2,060円、2号、第2段階は基準額の75%と定められておまして、月額4,453円、年額5万3,433円、第3号の第3段階は第2段階と同額の基準額の75%、月額4,453円、年額5万3,433円となります。4号の第4段階は基準額の90%、月額5,343円、年額6万4,120円となります。

次に、5号の第5段階は、世帯では住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税かつ本人年金収入額80万円を超える方で算定基準の基準額で月額5,937円、年額7万1,244円でございます。次の6号、第6段階につきましては、基準額の20%増しの1.2倍、月額7,124円、年額8万5,493円となります。

次の7号の第7段階は、住民税本人課税であり、かつ合計所得額が120万円以上200万円未満、法改正により190万円未満から200万円未満に改正されております、この方が基準額の30%増しの1.3倍、月額7,718円、年額9万2,617円となります。次の8号の第8段階は、本人住民

税課税かつ合計所得金額が200万円以上300万円未満、こちらも法改正により190万円以上から290万円未満から改正されてございます、こちらの方で基準額の50%増しの1.5倍、月額8,906円、年額10万6,866円となり、次の9号の9段階につきましては、本人住民税課税かつ合計所得金額が300万円以上の方、こちらの区分につきましても法改正により290万円以上から300万円以上に改正されております、こちらが基準額の70%増しの1.7倍、月額1万93円、年額12万1,115円となります。

保険料の算定は、国の指針により被保険者数の推移、要介護、要支援者数の推移、給付実績などにより計画期間の3年間のサービス見込み料を算出し、算定するものでございます。平成30年度から32年度までの計画期間で保険給付費の総見込み額は63億6,243万9,000円と算出しております。法改正に伴い、第1号被保険者の保険料負担割合が22%から23%となり、また被保険者の増加分、給付費増加分等を加味した計算により、また介護給付費準備基金から5,000万円を取り崩し、保険料の負担の軽減を図っております。

今回、計画策定の中で保険料の算定に当たりましては長寿社会づくり委員会におきまして多くの議論を重ねていただき、慎重な検討のもとに承認いただいたところでございます。

最後に、附則の施行期日でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行する。

第2条の適用区分でございますが、この条例による改正後の那智勝浦町介護保険条例の規定は平成30年度分以降の介護保険料について適用し、平成29年度分までの介護保険料についてはなお従前の例によるとなっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） この介護保険料の件もそうなんですが、やはり町民の皆さんは高額になることについて相当危惧を抱いております。そういう意味で、こういった部分についてほかのところでは例えば介護保険に対して法定外繰り入れもしている自治体があるということをいろいろ調べてたらあったんですが、本町のほうではそういうことは考えておりませんか、全然。そこをお聞きしたいんですが。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） お答えいたします。

法定外繰り入れということでの御質問でございます。法定外繰り入れをしている自治体もあるということで、私自身正確に発表されたものは存じておりませんが、インターネットもしくは業界新聞等で10団体ほどあるということを見たことはございます。

介護保険におきましては、制度として一般会計から繰り入れすることは想定されていないというふうな認識をしております。ですので、制度にのっとった形でやっていかなければならないものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 先ほどの国保の件でも結局法定外繰り入れがだんだん厳しくなってくるという状況で、介護も国保も右肩上がりこれから上がってくることは十分予測されます。そういう意味において、例えば国保のほうでそういう状態が厳しいのであれば、例えば介護のほうでそういうことも、一定の法定外繰り入れも考えるとかということも含めて、結論は得られません。そういった方向も今後考えてほしいなと思いますが、財政的に厳しいのも非常にわかりますし、ほんでいろんな制度が変わるたびに、先ほども言いましたが町の職員さん大変な思いをしているのも、それもよくわかります。

だけでも、町民の生活を大事にしていくということで考えていただくと、そういった方向も、どれぐらいの自治体がそういうことをやっているのか調べてほしいなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 法定外繰り入れということでお尋ねでございます。

法定外繰り入れをしている団体についてでございますが、きちっとした形で正式な公文書というような形、もしくは正式な発表ということを私自身は存じておりませんが、この辺について県、国等で確認できる範囲で確認して、また追ってお伝えしたいというふうに考えてございます。

現時点につきましては制度としてできないというふうな認識のもとで取り組んでおりますので、一般的には介護予防という形で保険料が上がらないというようなことで取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） これ見て疑問に思ったんですけど、80万円以下の方はほとんど全員値上げになって、この第6期と第7期で第7段階で190万円が200万円になってあるというのと、第8段階で290万円が300万円、これ第6期やったら195万円の人は8段階で10万4,000円払っていて、この新しい7期になった場合は9万2,000円に値下げになってある段階の人間が2カ所あると思うんですけど、この金額の変更というのはどういう趣旨でされたのかお聞きします。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） お答えいたします。

区分の中の所得基準の変更でございます。申しわけございません、こちらについては法令事項での変更事項でございます。その趣旨的なことにつきましては今現在把握してございません。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

10番津本君。反対討論。

○10番（津本・光君） 先ほど国保の件でも反対討論させてもらったんですが、理由はそういうことです。町民生活のしわ寄せがさらに厳しくなりますし、これからまた後、その次のやつでも出てくると思うんですが、だんだんだんだん町民にしわ寄せをすることによってサービスの低下が生まれてくる、そしてまたサービスを受けにくくなるという事態が今度発生もしてきますので、そういったことを防ぐ意味でも改定の値上げについては反対をしたい、このように思います。

○議長（中岩和子君） 原案に賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 原案に反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第25号について原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第26号 那智勝浦町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

○議長（中岩和子君） 日程第13、議案第26号那智勝浦町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 議案第26号について御説明申し上げます。

〔議案第26号朗読〕

次のページをお願いいたします。

本条例につきましては、介護保険法の一部が改正され、平成30年4月から指定居宅介護支援事業者の指定、指導権限が都道府県から市町村へ移譲されることとなりました。これに伴い、

これまで都道府県の条例で定めていた基準について市町村で定めることとされたことから、基準等を定める条例を新たに制定するものでございます。

参考といたしまして、お手元に関係資料をつけさせていただいておりますので、その参考資料により御説明申し上げます。

資料中、線で囲んだ枠内がその上に記載の条文内容を説明したものでございます。

表題の下の最初の枠内ですが、条例制定の経緯を記載してございます。先ほど申しましたとおり、介護保険法が改正され、平成30年4月から居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村に移譲されます。これに伴い、これまで県の条例で定められていた居宅介護支援事業に係る運営基準等について町の条例で定めるものでございます。

厚生労働省令で定めておりますところの基準に沿った和歌山県条例をもとに条例を定めるものでございます。基本的に国の基準に沿ったもので、独自の基準といたしましては和歌山県と同様に2点設けてございます。第3条第5項の人権擁護の関係及び第32条の記録の整備の関係の2カ所でございます。

第1条から第4条までが総則となっております。

1枚めくっていただきまして、第3条第5項をごらんください。

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の利用者の人権を擁護するため、指定居宅介護支援を提供する事業所ごとに人権擁護推進員を置くとともに、その従業者に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならないとして、和歌山県が独自基準として定めていた基準を継承したものでございます。

第5条、第6条は人員に関する基準を定めてございます。

第7条から第32条は運営に関する基準を定めているものでございます。

第32条の規定をお願いいたします。

第1項は、指定居宅介護支援事業者が整備すべき記録について定めたものでございます。記録の保存期間については国の基準では2年間となっておりますが、和歌山県と同様に独自基準として5年間としております。

第33条は準用規定、第34条が雑則となっております。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するとしてございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 今回の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関するこの条例の問題ですが、このくらいのかかりの量の出る場合には説明をしていただくとか細かく割と教えていただくとかということも含めて今後考えてほしいなと思うんですが。

私、これずっときのう読んでまして相当時間がかかるんです。ほんで、何々の何項の何々に基づいてとかになったときに、それにさかのぼってほかまで全部調べないかんです。前にこう

ということあったんです、最初のころに、私聞いてたら全体の法令の条例の中にはないんだけど、うちの条例としてありますというのがぼんと出てくるんです、そんなときにわからないんです、一般的に調べてるときに。だから、そういうことも含めて、こういうかなりの条例になる場合にはどこかで説明の期間を設けてとかということを含めて今後考えてほしいんですが。

例えば、指定居宅介護支援、これ何ページ目ですか、第2章、人員に関する基準の問題です、これの第6条に指定居宅介護支援事業者は指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。これわからないんですが、例えばケアマネジャーのことなんでしょうか、それとも別にそういう管理者を置かなければならない、それがわからないです。

ほんで、その下、第6条第3項の(2)です、このところに例えば管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合、その管理する居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る、こういった説明のときにやっぱりわかりにくいんです。だから、そこらは専門的に、僕らは全体的にいろんなことを専門的に調べてやっているわけではないんで、そういうところをできるだけ丁寧にどこかで説明してほしいなど。

僕はぱっとこれを見たときに、同一敷地内にある他の事業所も、だから同一敷地内に幾つかの複数の事業体があった場合には同一の管理者でいけるのかなとかそういうことがわかりにくいんです。そうなってくると、例えば2つか3つ事業所があったときに1つの管理者がやって、そしたら結局3つの事業所を見るとかということになったときには質の低下が起こってきますよね、1人で見るとか。その事業所単位で責任者を置いているんじゃないんで、1人で3つやったら3つをぱんと、2つやったら2つを見るとなるときにやっぱり見る目は薄くなりますよね、質の低下が起こってくる、いろんなことが。最近はこの介護関係のいろんな事件が起きてますので、そういう意味で言うたら質の低下は逆にそこに入っておられる居宅者は不安に思うだろうし。

それともう一つ、次のページの3番目のところに、先ほど質の低下にはならないかというやつ、最初のやつはケアマネジャーでええんかというやつ、ほんで次の第3章、運営に関する基準のところ第7条第3項ですか、電磁的方法という、この電磁的方法というのはどういうことを指すのか、例えばマイナンバーが登録されているICカードみたいなあいうものを指すのか、そこらがわからないです、交付する方法だけを指しているのか。きのう、ずっと全部見てもしたら、かなりわからない部分が出てきました。

次ですが、9条の下から4行目ですか、利用申込者に対しみずから適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合、他の指定居宅介護支援事業者の紹介、その他の必要な措置を講じなければならない。これぱっと読んだときに聞こえはええんです、だけど僕ぱっと見て病院のたらい回しと一緒にたらい回しにならないかということが物すごい気になったんです。そういうことがないのかどうか、そこらをどういうふうに考えているんだろうということをお聞かせください。

それから次、第16条の例えば(4)で下から3行目、当該地域の住民により自発的な活動によ

るサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置づけるよう努めなければならない、本町でそういうふうな活動をやっておられるところがあるのかなというのは、あったら教えてほしいんです。

たくさんになります但し申しわけないですが、やっぱりわからないことが多過ぎるので、例えばここに、次のページですか、結構長いので、ずっと17、18、19、20、21と行きますと21のところ、16条の(21)です、下から3行目から短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない、これ何のことかと思ってわからないのでいろいろ調べてみると、どうもある資料で見ても届け出が必要になる生活援助の利用回数と、こういうやつになるんですね。

有効期間のおおむね半数を超えない、23のところはその利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない、これ後でも言いたいんですが、こういったことの中で計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならないとなったときに、ケアマネによる例えばそういう用具の貸し出しも含めてですがサービス抑制が起らないのかなということが読んでて気になりました。

そういうようなことで、幾つか気になった部分がありますので、とりあえずは。先ほどの21の上限基準を決める、ここに要介護1の場合、利用回数が月で26回、要介護2で33、こういうやつがあるんです。やっぱりこういう資料もあわせて出してもらわないとわかりにくいんじゃないかなと。だから、こういう条例を変えるときは、担当のほうは大変だろうけどももうちょっと丁寧に説明してもらったほうが、僕らもそれを審議する場合にはしやすいんじゃないかなと思いますので。

済みません、いろいろたくさん言いましたが以上です。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 今回の議案につきまして、議員御指摘のとおり私の説明不足、そして添付資料なりの不足ということをおわび申し上げます。今後、議員おっしゃるとおり適正な説明なりということをお心掛けてまいりたいというふうに考えてございます。

まず、お尋ねございました今回の居宅介護支援ということでございますが、この事業者につきましてはケアマネジャーのことでございます。ケアマネジャーの業務についての規定部分を今回条例化するものでございます。

あと、基本的に議員お尋ねのとおり質の低下にならないかというようなお尋ねでございました。6条から、それから最後16条23号の規定等につきまして基本的には今回は県の権限移譲ということで、現在施行している状況のままで町の条例で定めるということになってございます。ですので、質の低下というようなことでは考えてございません。

以上でございます。申しわけございません。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 担当者のほうからしたら、質の低下になります、それ当然言えませんので。

ただ、これいろいろ見てみると、いろんな文言が余り並べられているの、これ作成するほうも大変だったろうとは思いますが、そういうこのベースになる記載があって書きかえをしながらやっていると思うんですけども、そういう意味で言いますと、先ほどのこの中の利用回数の問題とかというのもほんまに見てたら、ああ、こんな利用形態があるのかということが出てくるんですけども、例えば要介護1で月回数26、これでいきますと月26やから1日1回も利用できないんです、平均的に。1日仮に1回、毎日そういう支援を受けてますと、これを次のときにはケアマネジャーの会議の中で削減されるということが起こってくるんです。だから、1日2回とったらもう完全にオーバーしてしまうからこれはだめです、こうなってくるんです。

そうなってくると、今度は切り下げになってきますから、そこらも含めて、多分皆さんこれ読んでみてわからんことのほうが多かったと思うんです。僕見ていて、これ見ながら整理するのに2時間ほどかかりました、こんだけのやつを。せやから、先ほど課長のほうから今後の資料の提供も含めて丁寧にやりたいということがあったので、ぜひ次のときからそういう対応をしていただければありがたいなと思います。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） お答えいたします。

重ね重ね、資料の不足、私の説明不足につきまして重ねておわび申し上げます。以後、適正な資料づくりということで努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） こういった非常に難しい文言がたくさん入ってて条例がつくられてきて、何もわからないままに決められていくというそういう危惧の念を抱かざるを得ません。

今年度の介護報酬、この改定の問題とかでも町民生活のしわ寄せ、これは先ほどからも何遍も言っておりますが、ここで僕一番心配するのはやっぱりこれまで受けられたサービスが受けられなくなるというのが今回の改定で物すごく気になります。

例えば、先ほども言いましたけど訪問介護で生活援助の利用回数が一定基準を超えたらこれケアマネの会議にかけられるとかというようなことがあるらしいんです。そうしますと、その計画を今度策定し直さないかん、そうすると削減が生まれてくる、削除が。だから、介護の質の低下が当然起こってきます。

そういうことができ上がると、今度はケアマネジャーのほうでそういうことが点数化されてくるといふのもこの中に入ってるんですが、点数化されてくると、結局その点数を稼ぐために効率のええほうを選びます、事業所としては、点数を稼ぐために。そうすると、今度は非常に介護の回復が難しいと思われる人が結局排除されるということが起こりかねないという気が物すごいです。

そういう点では、一つの例で挙げますと、サービスの低下でこの間ある方に話を聞きに、僕のほうに相談があったときに、そしたらその方はこういうことを言われていました。

介護の改善で難しいときに、例えば介護用品です、そういう介護保険対象商品、こういったものを家のほうで購入をして、そしてそれで少しでも介助の補助ができるようにというようなことである方がされていたそうです。それをケアマネジャーに相談をしたと。そしたら、その方はケアマネジャーがどんな品物かといいますとウォシュレット、ポータブルの。ほんで、これがありますと、いわゆる簡易式の横に置いといてできるということで、御主人がいなくても奥さんだけの場合でも割と気軽に対応できるということで、ここのお母さんの方ですが、それを購入しようと思った。そしたら、ケアマネのほうからどういうふうに言われたかという、これは那智勝浦町ではぜいたく品だというふうに言われていると、だからこれだめですとやうて蹴られたそうです。

これはケアマネジャーのほうに先にそれを読んで動いているんです。別にケアマネジャーが悪いとかというんじゃないんですよ、これしてもあかんやろうなというふうに先を読んで、そしてそれはだめですよとこうやっているんです。結局、その人は何かというと高い、10万円ぐらいしたらしいですが、3年ほど前に、それを買われて、ほんでお母さんにそれを処置するために購入したというようなことがあって、結局そのようにしてケアマネジャーのほうに先に先に抑制していくというようなことが生まれてくるんです。

だから、結局質の低下、サービスの低下、そういうことも含めて利用者を抑制していくことに、軽度、軽度のほうへ持っていくという、そういうところへ、自立という名前を使いながらそういうことになっていきはしないかというふうな物すごい懸念しますので、こういう条例が出されているので、国から出されたものに基づいてされると思うんですが、それはやっぱり地方自治体の状況を見て考えていかないかんのじゃないかというふうな思っで反対としたいと思っいます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 原案に賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 原案に反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第26号について原案のとおり可決することに賛成の方は御起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（中岩和子君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第27号 勝浦漁港にぎわい市場の設置及び管理に関する条例

○議長（中岩和子君） 日程第14、議案第27号勝浦漁港にぎわい市場の設置及び管理に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 議案第27号について御説明いたします。

勝浦漁港にぎわい市場の設置及び管理に関する条例。

勝浦漁港にぎわい市場の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

次のページをお願いいたします。

第1条には、地方自治法に基づき、勝浦漁港にぎわい市場の設置及び管理について必要な事項を定めるとしております。

第2条は、観光及び地場産業の活性化を図ることを目的に、生マグロを中心とした地元特産品の販売拠点としてにぎわい市場を設置するとしております。

第3条は、名称、位置及び内容を記載してございます。

第4条では、開館時間を午前7時から午後10時の間としております。これにつきましては、この時間内で営業時間の設定ができるということで、午前7時から午後10時まで開館しなければならないということではございません。

第5条には、休館日を記載してございます。基本的には年中無休で、特に必要と認めるときは休館日を設けることができるとしております。

第6条には使用許可に関する事項を、第7条には使用許可の取り消しについて記載してございます。

次のページをお願いいたします。

第8条には、使用者が退去するときの原状回復の義務を記載してございます。

第9条から第11条までは、指定管理に関する事項を記載してございます。にぎわい市場の管理運営上、必要があるときは、指定管理者に維持管理や使用等に関することについて管理を行わせることができるとしてございます。

第12条は、保証金及び使用料の規定でございます。

最後のページの別表をお願いいたします。

別表第1の使用箇所の1段目はテナントスペースに関して定めております。保証金は1テナント当たり20万円、定額使用料といたしまして1カ月4万円、歩合営業使用料といたしまして

1 出店者当たり売上額の100分の5を使用料として徴収し、その限度額を月額5万円とするものでございます。

使用箇所の2段目は、イベントスペースの使用料を記載してございます。

備考欄には、保証金の返還時の取り扱いについて記載してございます。

別表第2につきましては、物販の出品についての使用料を規定してございます。各品目ごとの使用料率につきましては、那智駅交流センターの出品料と同率としてございます。

条文に戻っていただきまして、第12条第2項には指定管理にした場合の使用料の取り扱いといたしまして、先ほどの別表に定める金額を上限として町長の承認を得て金額を定めて、これを指定管理者の収入として収受させることができるとしてございます。

第13条には、使用料の減免について規定をしております。

第14条には、指定管理にした場合の条文の読みかえとして、第4条から第7条及び第13条に限って町長とあるのを指定管理者と読みかえるものとしております。したがって、指定管理にした場合は、第6条により出店、出品をしようとする者は指定管理者の許可を受けなければなりません。ただし、第6条第2項第3号に規定をしておりますとおり、勝浦漁港にぎわい市場実行委員会の承認が必要となってまいります。ですので、実際上の流れといたしましては、実行委員会に出店、出品の申し出を行い、精査した上で指定管理者に通達することになるかと思っております。

次に、第15条は、この条例に定めるほか必要な事項は町長が別に定めるとしております。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 何点かお聞きします。

最初のページの第6条の(3)の勝浦漁港にぎわい市場実行委員会が出店、出品を認めないときには実際出店ができないことになるということで、ここが気になるんですけど、町長と同等かそれ以上ぐらいの権限をこの委員会が持つわけですよ。当然、公平公正でなければいけないわけで、だからこのにぎわい市場実行委員会の構成メンバーを知りたいです、どういうメンバーなのか。

それとあと、金額です。最後のページの別表のところなんですけど、我々こういう業種の専門家でないのわからないんですけども、皆さんこの入居、出店を応募するに当たっていろいろ御意見を町内の方から聞いたと思うんですけど、素人感覚で最初の実験的な試みとしては高くないかなと思うんですけど、皆さんの評判はどうだったのか。それとあと、参考までにどれぐらい今埋まったか、まだあきがあるのかです。

それともう一点、先ほど指定管理者のことが第9条からあるんですけど、ここを幾つか見ると、この町はせっかく国のいい補助をもらってあれだけのものをつくったんで、なるべくなら

すぐに指定管理に出さずに町が直営というんですか、町がしっかりと方向性、こうやってあの施設を利用して町の活性化につなげるという、町の意向を強く反映させたような運営をしてほしいんだけど、これを見るときなるべく早くもう指定管理にしたいようにも読めるんです。責任放棄じゃないけど、早くもう任せてしまったら楽になりますから。だから、そういうふうに取り取れるところが心配なので、そういうことはないのかどうか。

以上、お聞きします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

まず、第6条第2項第3号に規定の勝浦漁港にぎわい市場実行委員会でございますけども、こちらのほうは従前から、朝市のときから実行委員会として機能しているものでございまして、実行委員会の会長は町長になってございます。そして、構成メンバーといたしまして、商工会、そして観光協会、紀州勝浦漁業協同組合、それから魚商組合、旅館組合、そして民宿組合、みくまの農協、それから築地商店会となっております。

今後、もし指定管理に出すようなことがあれば、このメンバーの中にその指定管理者の代表も入れていかなければならないのかなとは考えてございます。

それから、別表のほうの使用料でございますけども、実際その金額、これでいけるのかどうかという問題もありまして、というのは運営する経費です、経費のほうから逆に算定いたしまして計算した金額でございます。これにプラスアルファの出品、それから歩合です、これがどれぐらい来るかというところでその運営費に対する割合というのは決まってくるんですけれども、当初の設定で最初から赤字というようなことはしたくなかったのもございまして、運営経費から割り戻した金額を必ず処理できるような格好の金額に設定してございます。確かに議員おっしゃいますとおり、応募に来ていただくお話を聞きにいただいてきた方の中でちょっと高いなというような意見も聞いてはございます。

それから、現状なんですけども、店舗数が決まっているところが8ブースの7店舗です、1店舗2ブースを1店舗として使う予定にしております。そして、テナントがもう完全にあいているのが今5つあります、そしてその5つの中の2つにつきましては物販の出店コーナーにできるような構造になっておりますので、最低限でもあと3つは入ってほしいなどは考えてございます。

〔7番曾根和仁君「その指定管理、余り安易に指定管理」と呼ぶ〕

町といたしましては、指定管理に向かってしたいとは考えてございますけども、決定事項ではございませぬし、これからこのにぎわいのほうも6月末で開業予定しておりますけども、それに向かって検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 今までああいう箱物なしで運営してたのが、いきなりああいう形になるわけです。だから、あれだけの箱を運営するというのは容易じゃないですね、今まで何ものなしで

やってたから。最初からその人らに経費まで皆かけてしまうというのが負担になって、それが物品の値上げというんですか、販売価格に上乘せされて店がはやらないという悪循環にならないように、ある程度町があれだけのものをつくったら、最初町も面倒見てやるのも必要なのかなという気がするんですけど。

それとあと、空き店舗がまだ少しあるんですけど、1つのスペースをもう複数の人らでシェアして使うというんですか、そういうことなんかも、毎日自分が出店できひんけど何人かで組んでやるよというような人もあるかもしれなので、場合によってはそんな、結構今フリーマーケットみたいなのがはやってますよね、毎日じゃなくて、それでいろんな方が一つのスペースにみんな物を持ち寄ってというのがかなり盛んなんですけども、そういうフリースペースでシェアして使う使い方、どうしてもあいてくるようやったらそういうことも考えられないか。

そして、指定管理になった場合に何で心配するかというと、これ指定管理者はもう町長と同等の、指定管理者を町長と読みかえるということは町長と同等の権限を持つので、だから使用許可の取り消しなんかもこれ町長ができるんですけど、今後指定管理者ができる。今入っている人に対して、うちが今度指定管理者になったからおたくはうちの趣旨に合わないから出てってくれというふうに、そういうことも権限としてできかねるので。

先ほど安心したのは、そのにぎわい市場実行委員会の中に指定管理者も入れて、そうしたらそこが独裁的に権限を振るうことはできなくなると思うんですけども、せっかくあれだけの町が頑張って事業をしたわけだから、もう指定管理者に安易に丸投げしてしまって、そこが今度も、性善説で考えて受けたところがいい運営をしてくれたらいいんですけど、万が一そうならない可能性も考えて、やはり町がしっかりと方向性を持って頑張れるとこまでは町が頑張っ

てほしいと思います。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

料金の件なんですけども、こちらのほうは実行委員会のほうで決めたわけではございませんで、役場と、それから朝市の出店者組合さんのメンバーといろいろ相談させてもらって、これぐらいならいけるんじゃないのかなという線で決めさせていただきましたので、条文にもございますとおりこれを上限として変えることができるというふうになってございますので、運営していく中で資金が余るようでしたらそのときに考えていったらいいのかなとは思ってございます。

それから、店舗を複数人という話でございますけれども、こちらも役場といたしましてもなかなか決まらない中で魚商さんなり漁協さんなりで1店舗入っていただくとかそういったことをお頼みしているところではございますが、なかなか返事は来ておりませんがそういったことも考えていきたいなと考えてございます。

そして、指定管理をすることでございますけれども、当然町のほうである程度見てから指定管理に出すという考えもあろうかと思えます。ただ、当初の段階等々ではまだ方向性が決まっておきませんので、当初予算のほうにもそういったことを盛り込んでございません。

そういった中で、6月末の開店でございますので6月議会までには方向性をちゃんと決めてやっていきたいと考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 今の曾根議員の質問ともちょっと関係するところがあるんですが、一番最初に設置のところで第2条ですか、生マグロを中心としたとこうなってしまうと生マグロが主なんかなとなってしまうと、例えば農産物、そういうやつ、このあとの地元の特産品ですか、その出店が、だから生マグロを中心としたというふうにするよりも生マグロを初めとしてとかそういう感じのやわらかい文章のほうが一つは入れやすいんじゃないかなという気がする。

この文章、これまでにぎわい市場のことでは経済委員会等でいろいろあったんで、こういう規約なりが出てくるときにできたらやっぱり委員会のほうで一遍論議する、委員会を開いてもらって論議するという余裕があったときのほうが逆にぎくばらんいろいろな意見を言えたんちゃうかな、聞いてもらえたんちゃうかなというような気もします。

2つ目の第4条の午前7時から10時、それから先ほど最後のほうの利用の費用、これを考えていきますと、さっき曾根君も言っていましたけども町のほうが一定期間、軌道に乗るまではあれをすとか補助をすることも含めてやらないと、例えば人件費、これ簡単に言ったら15時間です、仮に一番安い1時間単価のあれでしたとしても700円何ぼでしょう、そしたらこれ15したら1日1人1万円です、それ30人やったら30万円です、そこへ家賃でしょう、これで運営できるかなというのは正直思います。

だから、そうなってくると、自分が店を持っている人はよほど余裕がある人じゃないと出せない。ほんで、自分で個人で1人で、複数で二、三人でやっているところが1人そっち、2人ぱんとそこへ抜けて入れないということも出てくるんで、やっぱりそこらのあたりも気をつけられないかんじゃないかなというふうに思うんです。

それともう一つ、バスターミナルも夜の7時過ぎてたら冬場はもう真っ暗になってしまいます、ゴーストタウンみたいになってきます。そのときに、例えば年がら年中、先ほどの説明では10時までということは別に強制はしないということだけれども、現実の問題としてそういう時間帯でのあれができるか、例えば築地でも商店はもう大体7時になったら閉まってきます、そうですね。ほんなら、バスターミナルのところ遅くまであいてるのは、あれどこですか、たばこ屋さんのところですね、角っこの、あとは料理屋さんでしょう、食べ物のところぐらいです、真っ暗になってくる。そこで、はて10時までの営業ができるものかと、やっぱり労働時間のインターバルの問題もあります、それも考えていかないかん。

だから、そういう意味では最初に赤々と電気ついていて、後だんだん寂れていくほうが衰退しているという感じを皆さん持ってくるんで、できるだけそうならないような方向の進め方を考えていかないかんじゃないかなというふうに思うんです。だから、そこを検討の余地がないのかなと、年中無休、そこらを一遍考えたほうがええんじゃないかなという気がしたんで

す。

それから、勝浦漁港にぎわい市場実行委員会、これ先ほどもあったんだけど、僕一つは権限が集中せえへんかなというのが物すごい気になるんです。といいますのも、今代表で出されてきた名前の団体の方は全部やっぱり那智勝浦町の中心的な人物です。その人たちがどんと座るとなかなか一般の人は物を言えないです、意気消沈するというんか自由に物が言えない。そのときに一番心配なのが、誰かの恣意的な働きが生まれてこないかというのが物すごい心配をします。

だから、そこらの配慮ができるのかなといったときに、ここへ出店を認めないときとこういう、実行委員会がこう書いてしまうともうその時点で出店を諦めてしまおうかという人が出てくるんじゃないかなという気がしないではないです。そういう地元の名士が集まる中で一定の方が、何も無い方がぼんちと行って意見を言うのは非常に難しいだろうというふうに考えるんですが、そこらあたりのことをどう考えているのかなというふうなことを考えてほしいなというふうに思います。

ほんで、あそこらの周り一帯が電気も少ない中で電気がつくということはええことだと思うんですけども、そこらの利用のことも含めてお聞きしたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

まず、第2条の生マグロを中心とした地元特産品の販売拠点としてにぎわい市場を設置するというので、こちらのほうは勝浦漁港内に設置いたしますにぎわい市場ということで水産庁の許可も得てやっておるところでございまして、勝浦漁港といえばマグロということで、そういった意味でもマグロを中心としたところに明記させていただいております。

それから、午前7時から午後10時までの間とすると大きく幅を持たせて開館時間のほうは記載させていただいておりますが、実際これまで出店者組合さんとの話の中では午後5時まででするのもえらいかなというような返答でございまして、そちらの方は出店者さんの意見を聞きまして時間のほうは設定していきたいと考えてございます。

こちらのほうは行く行くのことで夜もしたいというような出店者さんが出てきた場合のことも考えまして、午前7時から10時までと幅を持たせて記載をさせていただいております。

それから、市場実行委員会につきましては先ほど申しましたとおり商工会さんを初め各団体さんに入らせていただいております。そしてまた、会長は町長ということでございまして、この中で誰かの意見が特出して出されて、それによって出店を認めないというような事態のほうは起きないと信じてございます。

そして、先ほども申しましたが、この出店料の関係につきましては初年度でございますし運営していく中でこの表の金額を上限として決めていくことができるようになってございますので、今後考えていきたいと考えてございます。

以上でございます。



○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 第6条ですか、使用許可、6条で、僕は指定管理に早くしてほしい、経営センスのある指定管理者に早くなってほしいんですけど、ここを町長を指定管理者に置きかえた場合、指定管理者が気に食わなったら出店許可出せない、これさっきにぎわい実行委員会が決めると言うてましたけど、この項目やったら出品を認めないときで、出店を認めないときはこれを許可できるということをこれで読み取れるんかいな、この条文で。その辺を、済みません。

例えば、僕が指定管理とします。僕は魚屋さんやからほかの魚屋さんだめですよって、ほんならそののにぎわい広場の実行委員会が、いや、そんなこと言うたらあかんよと、あんたも入れたんなよという助言がこの条文でできるん。この条文やったらやめなさいは言えるけど、指定管理者がだめですよというたら、そんなこと言わんと入れたれよって言えんでしょう。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

議員御指摘のとおり、この条文だけではそういった事態に陥ることがある可能性はございます。そういった中で、勝浦漁港にぎわい市場の売店等設置運営要綱、これは実行委員会のほうの要綱なんですけども、こちらのほうをつくってございます。こちらのほうで、実行委員会委員のほうに出店者及び出品者を全ての要件を満たす者の中から委員会が審査の上、選定してにぎわい市場出店者にそうした者及び委員会が特に認める個人及び団体を出品させるというような条文になってございますので、この要綱をもって、まず実行委員会のほうで諮るようになっています。以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第27号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第28号 那智勝浦町消防手数料条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第15、議案第28号那智勝浦町消防手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長阪本君。

○消防長（阪本幸男君）

〔議案第28号朗読〕

議案第28号那智勝浦町消防手数料条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

次のページをお願いします。

那智勝浦町消防手数料条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町消防手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第4を次のように改める。

今回の改正につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）が平成30年1月26日に公布されましたことを受けましてお願いをさせていただくものでございます。

本政令に定められています手数料の標準額につきましては、地方分権計画に基づき原則として3年ごとの見直しが行われているところであり、平成29年度は見直し年度に該当するため手数料の標準額の見直し、改正が行われるものです。

改正の内容といたしましては、人件費単価または物価水準の変動に伴い、現行の手数料の標準額との差が大きくなっています事務及び事務の内容の変化に伴い、現行の手数料の標準額の見直しが必要となる事務に係る手数料の標準額について改正を行うものです。

消防関係の手数料につきましては、別表第1に関しましての危険物関係及び別表第4の液化石油ガス関係に係ります製造所等の設置許可、完成検査前検査及び保安検査の手数料並びに危険物取扱者及び消防設備士に係る試験及び免許手数料が対象で、平成30年4月1日施行予定となっております。

なお、附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するとさせていただきます。

関係資料といたしまして、新旧対照表をつけさせていただきます。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第28号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 議案第29号 那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第16、議案第29号那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長阪本君。

○消防長（阪本幸男君）

〔議案第29号朗読〕

次のページをお願いします。

那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例（昭和53年条例第22号）の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成30年政令第29号）が平成30年2月7日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴うものです。

改正が必要となりました経緯につきましては、平成28年11月給与法の改正により平成29年度以降、扶養手当支給額が改正することとなり、平成30年以降における補償基礎額の加算額につきましても改定が実施されることとなったことによるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するとさせていただきます。

関係資料といたしまして、新旧対照表をつけさせていただきます。

以上でございます。どうかよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第29号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第30号 那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第17、議案第30号那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長阪本君。

○消防長（阪本幸男君）

〔議案第30号朗読〕

次のページをお願いします。

那智勝浦町火災予防条例（昭和52年条例第8号）の一部を別紙のとおり改正する。

今回の改正につきましては、平成24年5月、広島県福山市で発生したホテル火災、平成25年2月、長崎市で発生した認知症高齢者グループホーム火災などを受け、不特定多数の者が利用する建物において屋内消火栓設備などの消防用設備が設置されていない重大な消防法令違反に関する情報を公表する制度の実施について、総務省消防庁から通知されたことに伴いまして改正するものでございます。

公表制度の対象となりますのは、飲食店、百貨店などの不特定多数の人が利用する建物や病院、福祉施設などの自力で避難をすることが難しい人が利用する防火対象物となっており、屋内消火栓、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の消防用設備が設置されていない場合の重大な消防法令違反が対象となります。

公表する内容といたしましては、消防法令違反となっている防火対象物の名称、所在地、違反内容などにつきまして消防の立入検査におきまして違反を把握し、関係者に通知した後、14日を経過しても違反が継続している場合に本町のホームページにて公表することとなりま

す。

また、附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するとさせていただいてありますところでございますが、公表制度の実施に関しまして管内人口が20万人以上の消防本部は平成30年4月1日から実施するもの、管内人口が20万人以下の消防本部は管内の防火対象物の状況等を踏まえつつ具体的な検討を進められたいとの指示を受け、県内におきましては和歌山市の平成30年4月1日からの施行以外、他の16消防本部では関係機関への周知期間を設け、防火管理に関する認識を高めてもらうためといった県の統一した方針に基づき実施するものです。

関係資料といたしまして、新旧対照表をつけさせていただいています。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第30号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開 3時15分。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時55分 休憩

15時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第31号 那智勝浦町公民館条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第18、議案第31号那智勝浦町公民館条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） 議案第31号について御説明いたします。

〔議案第31号朗読〕

今回の改正につきましては、公民館太田分館と出合分館、太田川分館を統合することから条文の整理を行うものです。

これまでこの3分館は行事を共同で行うなど密接な関係にあり、今回それぞれの館で調整が行われ、統合することとなりました。これにより、町内の分館は14分館から12分館になります。

資料をつけさせていただいております。

新旧対照表で説明させていただきますので、ごらんください。

第3条第2項中の出合分館、旧出合小学校内と太田川分館、那智勝浦町デイサービスセンター内を削り、この2分館につきまして太田分館に統合いたします。それとともに、浦神分館の所在を浦神小学校内から旧浦神小学校内に改めさせていただきます。

第4条第1項につきましては、語句を整理するものです。改正前の第4条第2項の館長の任期2年を削らせていただきます。現在、公民館長につきましては教育次長が兼務させていただいております。改正前の第4条第3項を、改正後の第4条第2項といたします。また、国の法律、社会教育法の改正の関係で語句を整理させていただいております。

第5条第2項では、運営審議会委員の定数を実情に合わせまして15名以内とさせていただきます。

めくっていただきまして、第5条第4項はこれまでどおり運営審議会委員を教育委員会が委嘱するもので、第5項は規則に委任する条文を入れたものです。

最後に、附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第31号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第32号 那智勝浦町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

日程第20 議案第33号 那智勝浦町立温泉病院の使用料及び手数料条例

日程第21 議案第34号 那智勝浦町立温泉病院条例を廃止する条例

○議長（中岩和子君） 日程第19、議案第32号那智勝浦町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例から日程第21、議案第34号那智勝浦町立温泉病院条例を廃止する条例までを一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） 議案第32号から議案第34号まで一括して御説明いたします。

平成30年4月に新病院が開院いたしますので、新病院の位置や診療科目、病床数等につきまして那智勝浦町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正するとともに、使用料や手数料につきましては那智勝浦町立温泉病院の使用料及び手数料条例を新たに制定し、那智勝浦町立温泉病院条例は廃止するものです。

現状では設置条例と病院条例にて構成をしておりますが、他の自治体病院等の事例を参考に、設置条例と使用料条例に整理するものでございます。

〔議案第32号朗読〕

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町病院事業の設置等に関する条例（昭和47年条例第25号）の一部を次のように改正する。

資料といたしまして、新旧対照表をおつけしております。そちらで説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

資料の右欄が改正前、左欄が改正後となっております。

改正前の第2条においては、経営の基本として名称、位置、診療科目、病床数を定めておりますが、改正後においては、名称、位置を第2条とし、診療科目及び病床数については経営の基本として第3条で定めるものです。

改正後の第2条第1号の名称は、那智勝浦町立温泉病院で変わりございません。第2号の位置につきましては、新病院の番地である那智勝浦町大字天満1185番地4としております。

第3条第2項の診療科目につきましては、新病院の診療科目を内科から小児科まで記載のとおりとしております。糖尿病内科と循環器内科はこれまでは内科の一部として標榜してきておりませんが、専門医の派遣を受け診療していることもあり、今回の改正で追加しております。

改正前の外科、産婦人科につきましては現状では休診となっており、新病院の再開は予

定しておりません。また、耳鼻咽喉科につきましても新病院での診療を予定しておりません。

放射線科、中央検査科につきましては、例えば当院では放射線治療をしておりませんので診療科として標榜するものではないとして削除しております。

なお、小児科につきましては、現小児科医が4月以降も病院に残っていただけることから子供の予防接種、そして発達障害児等の心の外来について行う予定であります。

第3項の病床数につきましては、和歌山県地域医療構想では今後、新宮保健医療圏の必要病床数が過剰となる見込みであることを考慮して、150床から120床に30床減少しております。

第4条から次のページの第8条につきましては字句の整理をしておりますが、第5条中の地方自治法第243条の2、第8項につきましては、法律の条項が変わっていたにもかかわらず条例の改正ができていなかったものであります。

第9条としまして、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるものでございます。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第33号につきまして御説明いたします。

〔議案第33号朗読〕

第1条、趣旨としまして、那智勝浦町病院事業の設置等に関する条例第2条に規定する那智勝浦町立温泉病院において徴収する使用料及び手数料について必要な事項を定めるものです。

第2条、使用料等としまして、病院で診療等を受けた者は、使用料または手数料を納付しなければならないと定めております。

第2項は、各保険制度等における保険診療について定めるもので、使用料はそれぞれの算定方法により算定した額としております。

第3項は、保険診療以外の診療等に係る使用料について定めるものであり、第1号では保険診療としてはまだ認められていないものの、厚生労働大臣が特別に認めた先進医療や医薬品の治験について、第2号では給食について、第3号では交通事故によるけが等の診療についての使用料について定めるものです。

第4号は、算定方法、算定基準に定めがないものの額を別表第1から別表第4で定めるものです。

1枚めくっていただきまして、右ページの別表をごらんください。

別表第1、特別療養環境室料、個室料につきまして御説明いたします。

特別室は、お風呂とトイレつきで2部屋あります。町内の方が9,720円、町外の方が1万4,040円としております。個室Aは、トイレつきで12部屋あります。町内の方5,940円、町外の方8,100円としております。個室Bは、トイレなしで6部屋あります。町内の方が4,320円、町外の方が5,400円としております。

これらの個室料につきましては、新宮市立医療センターを初め近隣の自治体病院の状況を参考にさせていただきました。

資料といたしまして、議案第33号那智勝浦町立温泉病院の使用料及び手数料条例関係資料を本日お手元にお配りしておりますので、ごらんください。

近隣の公立医療機関の個室料と比較したものです。現病院、新病院、新宮市立医療センター、串本町立病院、田辺市の紀南病院の個室料につきまして、新病院の特別室、個室A、個室Bに対応した部屋の料金と設備内容の一覧表となっております。

特別室につきましては当院のみが温泉入浴が可能となっておりますが、他院との比較において一番安い設定としております。個室Aにつきましては現病院より少し高くなっておりますが、他院との比較でほぼ同じ水準におさまっているものと考えております。

続いて、別表2について説明させていただきます。

別表第2、特定入院基本料につきましては、入院期間が180日を超えた場合に入院基本料が15%減額されますが、その分を患者様の了解を得た上で患者様に請求することができるというものでございます。

別表3、自費及び保険外診療料金につきましては、自由診療に係るものは1点につき16円20銭以内と定めるものです。

そのほかに、死後処置料、そして次のページに移っていただきまして死体検案料、面談料を定めるものです。

別表第4、文書等作成手数料につきましては、診断書、証明書等の文書作成料につきまして定めるものです。

別表の説明につきましては以上でございます。

前のページへお戻りください。

一番下段となります。第2条第4項では、使用料等の額は消費税を加えた額と定めるものです。

次のページをお願いいたします。

第3条は、使用料等の納入時期について定めるものです。

第4条は、使用料の減額または免除について定めるものです。

第5条は、使用料及び手数料の特例について定めるものです。

第6条は、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとしております。

附則1としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものです。

附則2につきましては、この条例の施行前に決定した使用料等については旧条例、旧規則の例によるとするものです。

附則3は、この条例の施行前に行われた処分及び手続についてはこの条例の相当規定によりなされたものとみなすもので、例えば3月中に使用料の減免がなされた場合、4月以降も新条例を適用して有効とするものであります。

続きまして、議案第34号につきまして御説明いたします。

〔議案第34号朗読〕

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町立温泉病院条例（昭和47年条例第26号）は、廃止する。

本条例につきましては、那智勝浦町立温泉病院の使用料及び手数料条例に整理するため廃止

するものでございます。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

議案第32号、議案第33号、議案第34号の説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 議案第32号から議案第34号について一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 1点だけお聞きします。

今までのこの病院建設に至って、本議会の特別委員会なりの説明の中で診療科の説明では内科、整形外科、リハビリテーション科と眼科、それから透析等々は説明を受けておったんですけども、この中で小児科が入っている。今の事務長の話では先生が4月以降もおられるので、私の聞いたのでは予防接種等をやりたいということでは説明を受けたんですけども、先生がおられるのであれば予防接種だけでなしに、言うたら幼児の外来診療とか緊急の救急診察とかそういうのもできる可能性はないんですか。

これも、この3月4日の竣工式においてのパンフレットをいただきました。その中身を見た中でも私も、え、と思ったんですけども、そのパンフレットの中にも診療科目の中に小児科というのが入っておったんで、あれ、小児科もやるのかなというように期待もしておったんですけども、今の事務長の説明では予防接種だけを言っておったと思うんですけど、その点お聞かせください。

○議長（中岩和子君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） お答えいたします。

小児科につきまして、小児科医がいるのであれば診療できないのかという質問であります。竣工式のときにお渡ししましたパンフレットにも小児科ということで掲載はしております。当初は小児科医がもうこの3月で退職という予定で、小児科についてはその後、新病院ではもう診療しないという方針でありましたが、小児科医が残っていただけるということになったのですが、現在のところ診療をしていただくというところまでは話はできておりません。

子供の予防接種であるとか、そして現在でも発達障害の子供さん、通院されておりますので、そういった子供さんの心の外来、その部分のみを4月以降も行うということであります。そして、そういう心の外来を行いますので診療科としては小児科として標榜していく必要があるということで、今回掲載しております。

小児科の再開につきましては、現状では予定はできておりません。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） この4月以降、先生が残られるということについては先生は1名だと思っておりますけれども、それによって今のところは予防接種、それから外来、今の治療方法でいくということになります。

今、事務長の答弁の中では3月になくなるという可能性があった中で今回おってくれるというのでこの小児科という科目が残されたと言いますが、今後、その先生がもしいなくなったときにもこれが続けられるような形の中の医師要請、そういったものも踏まえた上での病院運営を考えていただきたいと思います。

毎日、この先生はおるわけでしょう。毎日おる中で予防接種というのは決まった期間でやるわけなので、そこら辺も十分できる範囲ならそういったもので診療内容を変えて、小さな子供を抱えるというか育てる親に対しても安心できるような医療体制をとっていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（中岩和子君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） お答えいたします。

まず、この小児科医につきましては、4月以降は週3日、火、水、木と勤務していただくということでお話しさせていただいております。そして、その中で子供の予防接種であるとか心の外来等を行っていただくのと、あと一般の方の健診につきましても担当していただくということであります。

ただ、とにかく当面、今年度、30年度1年につきましてはその体制でいけるかと思っておりますが、31年度以降についてはまだ決まっておらない状況でありますので、そういった部分につきましては医師の確保等も含めて今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第32号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第32号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第33号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第33号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第34号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第34号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22 議案第35号 那智勝浦町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（中岩和子君） 日程第22、議案第35号那智勝浦町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） 議案第35号那智勝浦町過疎地域自立促進計画の変更について御説明申し上げます。

〔議案第35号朗読〕

今回の過疎地域自立促進計画の変更につきましては、平成29年度の補正予算と平成30年度の当初予算に計上しております那智漁港灯浮標設置事業について、財政的に有利な過疎債を活用するため、過疎地域自立促進計画にこの事業を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

過疎地域自立促進市町村計画（変更）でございます。

表の左区分として、1、産業の振興でございます。その右隣が変更前、またその右側が変更でございます。

変更前の事業名の欄、1、基盤整備、農業、その下が3、経営近代化施設、水産業となっていますが、右側の変更では事業名の欄、1、基盤整備、農業と、3、経営近代化施設、水産業

の間に、2、漁港施設を追加し、また事業内容欄に那智漁港灯浮標設置事業を追加するものとなつてございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第35号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第36号 平成29年度那智勝浦町一般会計補正予算（第10号）

○議長（中岩和子君） 日程第23、議案第36号平成29年度那智勝浦町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） 議案第36号平成29年度那智勝浦町一般会計補正予算（第10号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,012万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億9,567万2,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の規定となっております。

第3条では、地方債の補正をお願いしてございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款10の地方交付税から款21まで、歳入合計で補正前の額94億6,555万円に、補正額で3,012万2,000円を追加し、計で94億9,567万2,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1の議会費から5ページの款10災害復旧費まで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございます。

歳出予算の経費のうち、予算成立後の事由に基づき年度内にその支出が終わらない見込みであるものについて、予算の定めるところにより翌年度に繰り越しをお願いするものでございます。

款2総務費の社会保障・税番号制度システム改修事業から款10災害復旧費の井谷1号線道路災害復旧事業まで10件の事業で、合計金額1億5,365万7,000円を翌年度に繰り越しし、平成30年度において実施するものでございます。

7ページをお願いいたします。

第3表地方債補正でございます。

起債の目的欄の緊急防災・減災事業及び現年補助災害復旧事業について限度額を補正し、補正前の限度額の計17億7,068万2,000円から7,050万円を減額し、補正後の限度額の計を17億18万2,000円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と、次の9ページの歳出について、それぞれ3,012万2,000円の増額をお願いしてございます。

9ページの歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金7,753万8,000円、地方債減額の7,050万円、その他10万円、一般財源は2,298万4,000円となっております。

10ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

総務課の関係でございます。

款10地方交付税、目1地方交付税、補正額は2,298万4,000円の追加で、計で30億7,542万円とするものでございます。

12ページをお願いいたします。

款21町債でございます。目6の消防債につきましては、節1の緊急防災・減災事業債で1億180万円の減額補正で、説明欄記載の事業において減額となっております。目9の災害復旧債につきましては、節1の現年補助災害復旧事業債で3,130万円の増額補正で、説明欄記載の災害復旧事業の財源としてお願いするものでございます。

13ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

まず、人件費についてでございますが、款1の議会費から款9の教育費までの各科目の節2

の給料、節3の職員手当、節4の共済費については人事院勧告による増額分についての補正をお願いしてございます。また、各科目の人事院勧告による補正につきましては説明は省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございませ。節2の給料から節4の共済費につきましては、先ほど申し上げました人件費の調整となつてございませ。なお、節3の職員手当のうち、超勤手当30万円につきましては、追加の職員採用試験や総務課関係の会計検査等に係る増額をお願いしてございませ。

26ページをお願いいたします。

款8消防費、項1消防費、目5災害対策費でございませ。節13委託料の733万4,000円の減額につきましては、説明欄記載の業務委託に係るもので、上段の津波避難タワー整備用地地質調査業務委託509万8,000円の減額は、須崎地区及び宇久井湊地区での津波避難タワー整備用地の地質調査業務の減額でございませ。須崎地区につきましては、県が実施する護岸の整備工事後に津波シミュレーションを行い、津波避難困難地域の再検討を予定しており、それにより今回減額しております。また、津波避難困難地域の再検討に係る費用に係りませは、新年度予算に計上させていただいております。

また、宇久井湊地区につきましては、本年度においての用地取得が困難な状況であり、今回減額させていただき、新年度予算で再計上させていただいております。

その下の津波避難タワー設計監理業務委託223万6,000円の減額につきましては、須崎地区の津波避難タワーに係るもので、先ほどの理由により減額をお願いするものでございませ。

節15工事請負費9,954万8,000円の減額のうち、上段の庄地区避難場所整備工事につきましては、庄地区に造成しております避難場所への転落防止用のフェンスの設置工事でございますが、用地購入後に工事を行う予定でしたが用地購入が難航しており購入に至つてない状況であり、今回減額させていただき、用地購入が可能となれば用地購入費と工事費を再計上したいと考えております。なお、用地購入費につきましては、前年度からの繰越明許費となつてございませ。

その下の津波避難タワー設置工事及び津波避難タワー整備用地建物解体撤去工事につきましては、須崎地区の津波避難タワーに係るもので、委託料の説明と同様に減額するものでございませ。

30ページをお願いいたします。

このページと次のページに補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。説明は省略させていただきます。

総務課の関係は以上でございませ。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 住民課の関係について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

歳入でございませ。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、補正額5万2,000円は、説明欄に記載の国民健康保険基盤安定制度負担金で、金額の確定に伴う補正でございます。

次のページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、補正額56万3,000円につきましては、昨年10月に発生しました台風21号による災害対応に係る補助金でございます。災害査定の結果、説明欄記載の112万6,824円の補助対象事業費の内示を受けたもので、補助率は2分の1でございます。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、補正額825万1,000円は、説明欄に記載の国民健康保険基盤安定制度負担金で、先ほどの国庫負担金同様、金額の確定に伴う補正でございます。

15ページをお願いします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節区分28繰出金1,107万1,000円は、説明欄に記載の国民健康保険事業費特別会計繰出金で、歳入で御説明させていただきました国、県の基盤安定制度負担金の確定に伴い、これに町負担分276万8,000円を合わせて国民健康保険事業費特別会計へ繰り出すものでございます。

住民課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

15ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、中ほどの目3老人福祉費、節区分28繰出金11万5,000円の増額につきましては、介護保険事業費特別会計への繰出金でございますが、人事院勧告による人件費の増額により補正をお願いするものでございます。

目7障害者福祉費、節区分13委託料50万円の増額につきましては、日中一時支援事業に係るもので、利用実績見込みにより増額をお願いするものでございます。

節区分20扶助費550万円の増額につきましても、次のページにわたります説明欄記載の各事業の利用実績見込みにより増額をお願いするものでございます。

16ページをお願いいたします。

節区分23償還金、利子及び割引料779万9,000円の増額につきましては、平成28年度分自立支援給付費、障害者医療費、療養介護医療などに係る給付額の確定に伴うものでございます。国庫支出金返納金513万7,000円、県支出金返納金266万2,000円をお願いするものでございます。

目11臨時福祉給付金支給費36万円の増額につきましては、節区分23償還金、利子及び割引料で過年度の臨時福祉給付金に係る事業費確定に伴う国庫支出金返納金でございます。

目12年金生活者等支援臨時福祉給付金支給費62万1,000円の増額につきましても、節区分23償還金、利子及び割引料で事業費確定に係る国庫支出金返納金でございます。

福祉課の関係につきましては以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 観光産業課の関係について御説明いたします。

22ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項3水産業費、目1水産業総務費、節19負担金、補助及び交付金の県漁港漁場協会負担金につきましては9月補正で県事業の事業割確定に伴う増加をさせていただきましたが、その後、県事業が追加で増額となり、今回その増額分に対する事業割が確定いたしましたので30万3,000円の補正をお願いし、65万4,000円とするものでございます。

次に、目2水産振興費、節19負担金、補助及び交付金の180万円につきましては、水産振興会の補助金でございます。水産振興会は、磯根漁場再生事業、いせえび祭りや外来船の誘致等に関する事業を行っております。その中で、29年度は勝浦地方卸売市場になってから最初の通年の年ということで、九州、四国、沖縄などへ複数回の誘致活動を行ってまいりました。このため、活動費に予算不足が生じてございます。また、いせえび祭りにつきましてもイセエビ代の高騰等で水産振興会の負担がふえてございます。そして、マグロはえ縄漁船の外来船に対しまして、渡の島岸壁に接岸する船に給水する水道料を負担しているところでございますが、水揚げの増加もあり、この水道料も増加傾向にあります。そのため、こちらも予算不足となる見込みでございます。そのため、今回補正をお願いするものでございます。

なお、市場付近の岸壁に係留している船につきましては県漁連のほうで負担しておりますが、こちらも同じように増加しております。

そして、誘致活動につきましても県漁連の職員も同行しておりまして、その費用につきましては県漁連のほうで負担してございます。

観光産業課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、補正額577万4,000円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分1社会資本整備総合交付金でございます。説明欄記載、橋梁点検委託事業の栈俵橋修繕工事費に係る国庫補助金の受け入れでございます。補助率は59.4%でございます。

続きまして、目8災害復旧費国庫補助金、補正額6,289万8,000円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分1土木災害復旧費補助金でございます。説明欄記載の公共土木施設の災害復旧工事8件分の国庫補助金の受け入れでございます。補助率は3分の2、66.7%でございます。

24ページ下段をお願いいたします。

歳出でございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、目3橋梁維持費、補正額972万2,000円の増額をお願いするも

のでございます。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。説明欄記載の栈俵橋修繕工事でございます。

お手元に配付させていただいております建設課関係資料、表紙から2枚目をごらんください。

栈俵橋の橋桁と橋台との間に橋桁を支えています支承という装置が5本の橋桁の両端にそれぞれ計10カ所設置されておりまして、橋梁点検を行いましたところ、ゴム支承材など装置の一部の取りかえで済むものと支承装置全体を取りかえなければならないものとの判断が職員には難しい面がございましたので、今年度設計業務を委託し、再度調査と修繕工事の詳細設計を行いました結果、支承の台座に当たるベースプレートという部材等を含む10カ所全てで支承装置全体の取りかえが必要となったことと、支承装置を抜き出すために橋梁を数センチ宙に浮かせますが、その際、橋桁の補強及び橋台の一部取り壊し等の工程が追加で必要となりましたので、972万2,000円の追加工事費が必要となってまいりました。

国庫補助事業でありますので、和歌山県に相談しましたところ、追加分の事業費を今年度で申請し、その分の補助金、補助率59.4%、577万4,000円を交付していただけることになりましたので補正予算をお願いするものでございます。

なお、所定の工期が確保できませんので、平成30年度へ工事期間を繰り越しして施工させていただきたくお願い申し上げます。

議案書に戻っていただきまして、25ページ下段をお願いいたします。

項5都市計画費、目3下水道事業費、補正額12万8,000円の減額をお願いするものでございます。全額、下水道事業費特別会計への繰出金でございます。

29ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目2公共土木施設災害復旧費、補正額9,430万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。

お手元に配付させていただいております建設課関係資料の表紙から4枚目をごらんください。

町道西中野川線で1件、町道二河仙長線で2件、町道高津気線1件、大字高津気地内の長野川1件、同じく高津気地内の大谷川で2件、町道井谷1号線1件、計8件分の国庫補助金によります公共土木施設災害復旧工事でございます。この位置図に赤色丸をつけたところが今回の施工予定箇所でございます。昨年10月の台風21号によります集中豪雨で発生しました災害の国土交通省、財務省によります公共土木施設災害復旧事業第6次査定が12月下旬に実施され、その結果、各災害復旧工事が採択となりましたので、29年度施工分の工事費をお願いいたします。

また、所定の工期が確保できませんので、平成30年度へ工事期間を繰り越しして施工させていただきたくお願い申し上げます。

建設課の関係については以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） 教育委員会の関係について御説明いたします。

12ページをお願いいたします。

歳入でございます。

上段に記載の款17寄附金、項1寄附金、目4教育費寄附金、節1学校図書購入寄附金、補正額10万円につきましては、昨年亡くなられた方の御遺族から本町の子供たちの教育に役立ててほしいとの趣旨で寄附の申し出があり、受け入れるものでございます。

次に、27ページをお願いいたします。

歳出でございます。

下段の款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節7賃金、補正額94万5,000円は、3月末で退職する給食調理員の退職金です。

節18備品購入費、補正額5万円につきましては、歳入で説明いたしました故人の御遺族からの寄附金を小学校図書館の図書購入に活用するものでございます。

28ページをお願いいたします。

上段に記載の項3中学校費、目1学校管理費、節18備品購入費、補正額5万円につきましては、小学校費と同じく、故人の御遺族からの寄附金を中学校図書館の図書購入費に活用するものでございます。

教育委員会の関係は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 議会事務局長網野君。

○事務局長（網野宏行君） 議会費について御説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節1報酬2万円につきましては、昨年の第2回定例会において副議長の改選に伴い、新たに副議長が就任されました。報酬につきましては、その職についた当月分から支給する、またその職を離れたときはその当月分まで支給とされており、副議長交代により報酬が不足したため補正するものでございます。

議会費については以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 済みません、22ページ、水産振興費の中の180万円ですけど、外来船誘致のお願いに行く費用も入っている。この間、船の関係者といろいろ話をしていたら、よその市場ではそういうことじゃなしに外来船誘致で底値保障というか一番安い値段に保障というか補填してくれているところもあって、やっぱりそういうところへ行きたいよという話なので、この水産振興の中での外来船誘致のことをもう一回根本から考え直すべきではないのかなと思うんですけど。

行って、船頭さんとかよく話をするんですけど、来てくれたあつたよとかというのは聞かん

ので、そういう方はやっぱり値段、一番底値の保障をしてくれるのが一番ええんやよというよ
うな話を聞いたんで、その辺検討してもらえらることできるのかなと思て。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

水産振興会の外来船誘致の関係でございますけれども、現在誘致活動といたしまして各地、
船主さんのところへ回っているところではございますけれども、そういった中で皆さんの御意見
を聴取をいたしまして県漁連さんのほうで掌握して、また水産振興会の中へフィードバックい
たしまして考えていくというようなことをやり始めたところでございます。

そういった中で、この底値保障という話も若干は聞いたこともございます。これもあわせて、
また来年度以降、水産振興会のほうで考えていければなと考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第36号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第37号 平成29年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算  
(第2号)

○議長（中岩和子君） 日程第24、議案第37号平成29年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計  
補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 議案第37号平成29年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予  
算（第2号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,897万9,000円を減額し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ29億8,648万1,000円とするものでございます。

今回の補正予算の概要は、歳出においては一般被保険者、退職被保険者等の療養給付費などの費用のそれぞれの実績見込みによる補正と、また歳入においては費用の見込みに伴う国庫支出金等の特定財源の補正及び実績見込みによります保険基盤安定繰入金の補正を行うものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款4の国庫支出金から款11の繰越金まで、歳入合計で補正前の額30億3,546万円に、補正額で4,897万9,000円を減額し、計で29億8,648万1,000円とするものです。

4ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費から款10の諸支出金まで、歳出合計で、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

6ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、歳入及び7ページの歳出、それぞれ補正額は4,897万9,000円の減額でございます。7ページの歳出の補正額の財源内訳は、歳出合計で国庫支出金が3,208万7,000円、その他が減額の1億1,062万2,000円、一般財源2,955万6,000円となっております。

8ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金、補正額258万1,000円の減額は、説明欄記載の一般保険医療給付費負担金から後期高齢者支援金負担金までそれぞれ実績見込みにより補正するものでございます。

目2高額医療費共同事業負担金、補正額293万円の減額、目3特定健康診査等負担金、補正額55万9,000円の減額につきましても実績見込みにより補正するものでございます。

項2国庫補助金、目1財政調整交付金、補正額4,076万2,000円は、説明欄記載の普通調整交付金、特別調整交付金の実績見込みにより補正するものでございます。

目2国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金、補正額88万4,000円は、国民健康保険の制度改正に対応するための電算システム改修費用に対する補助金で、実績見込みにより補正するものでございます。

9ページをお願いいたします。

款5療養給付費交付金、目1療養給付費交付金、補正額1,731万2,000円の減額は、説明欄記載の社会保険支払基金交付金で、実績見込みにより補正するものでございます。

款6前期高齢者交付金、目1前期高齢者交付金、補正額51万円につきましても社会保険支払基金交付金で、実績見込みにより補正するものでございます。

款7 県支出金、項1 県負担金、目1 高額医療費共同事業負担金、補正額293万円の減額及び目2 特定健康診査等負担金、補正額55万9,000円の減額は、実績見込みにより補正するものでございます。

10ページをお願いいたします。

款8 共同事業交付金、項1 共同事業交付金、目1 高額医療費共同事業交付金、補正額2,766万6,000円の減額と、目2 保険財政共同安定化事業交付金、補正額6,615万4,000円の減額は、共同事業費に対する国保連合会からの交付金の実績見込みによるものでございます。

款10繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節1 保険基盤安定繰入金1,107万1,000円は、備考欄記載の国庫負担分から町負担分まで実績見込みによるものでございます。

11ページをお願いします。

款11繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金、補正額1,848万5,000円は、前年度繰越金でございます。

12ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は、給与改定に伴う人件費の補正でございます。

13ページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費から目3 一般被保険者療養費まで、それぞれ保険者負担分の実績見込みによるもので、補正額の計は4,233万円でございます。また、目4の退職被保険者等療養費につきましては、財源内訳の変更でございます。

平成29年度の医療費の見込み件数は8万5,372件程度で、対前年度5.2%減少の見込みでございます。また、費用額の見込みは20億9,192万円程度で、前年並みとなる見込みでございます。

14ページをお願いします。

項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費及び目2 退職被保険者等高額療養費は、それぞれ保険者負担分の実績見込みによるもので、補正額の計は200万円でございます。

款3 後期高齢者支援金、項1 後期高齢者支援金、目1 後期高齢者支援金、補正額40万7,000円の減額につきましては実績見込みによるものでございます。

15ページをお願いいたします。

款6 介護納付金、目1 介護納付金、補正額117万9,000円の減額につきましては、納付金額の確定によるものでございます。

款7 共同事業拠出金、項1 共同事業拠出金、目1 高額医療費共同事業拠出金、補正額1,172万円の減額及び目2 保険財政共同安定化事業拠出金、補正額1億52万8,000円の減額は、拠出金額の確定によるものでございます。

16ページをお願いいたします。

款8 保健事業費、項1 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費、補正額155万

5,000円の減額は、健診委託の実績によるものでございます。

項2保健事業費、目1保健事業費につきましては、財源内訳の変更でございます。

款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び還付加算金、補正額95万円につきましては、保険資格の遡及喪失による過誤納保険税の還付が予定を上回る支出が発生したため、補正をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

項2諸費、目1国県支出金返納金、補正額2,095万1,000円は、前年度事業費の確定によります国庫支出金返納金でございます。

失礼しました。次のページをお願いいたします。

18ページからは補正予算給与費明細書となっております。説明は割愛させていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第37号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第38号 平成29年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第2号）

○議長（中岩和子君） 日程第25、議案第38号平成29年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 議案第38号平成29年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第

2号)につままして御説明させていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,204万4,000円にするものでございます。

2ページをお願いします。

歳入でございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、補正前の額3,861万4,000円、補正額12万8,000円の減額補正をお願いし、歳入合計4,204万4,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、補正前の額2,273万3,000円、補正額マイナス12万8,000円、歳出合計4,204万4,000円は歳入と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括といたしまして、このページの歳入、次の5ページの歳出におきまして、それぞれ12万8,000円の減額補正をお願いし、歳入歳出同額の4,204万4,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金に12万8,000円の減額補正をお願いし、計3,848万6,000円とするものでございます。

7ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料から節4共済費まで12万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは人事院勧告及び職員手当等の調整による人件費の補正でございます。

8ページ及び9ページは給与費明細書となっております。給与費明細書につきましては記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長(中岩和子君) 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中岩和子君) 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中岩和子君) 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第38号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第39号 平成29年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）

○議長（中岩和子君） 日程第26、議案第39号平成29年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 議案第39号について御説明申し上げます。

議案第39号平成29年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億143万1,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款7繰入金の補正で歳入合計、補正前の額22億131万6,000円に、補正額11万5,000円を増額し、計22億143万1,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費の補正で、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

6ページをお願いいたします。

予算に関する説明書の2、歳入でございます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節区分2その他一般会計繰入金、補正額11万5,000円を増額につきましては、人事院勧告による給与改定などに伴う人件費の増額に対する一般会計からの繰入金の補正をお願いするものでございます。

7ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で11万5,000円を増額につきましては、節区分2給料から節区分4共済費の人事院勧告による給与改定などに伴う人件費の増額に伴い補正をお願いするものでございます。

9ページ、10ページは、補正予算給与費明細書となっております。説明は省略させていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第39号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 議案第40号 平成29年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（中岩和子君） 日程第27、議案第40号平成29年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 議案第40号平成29年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,044万3,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

歳入合計の補正前の額1,972万5,000円に補正額71万8,000円を追加し、2,044万3,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出合計は、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

1、総括、4ページの歳入、5ページの歳出、それぞれ補正前の額1,972万5,000円、補正額71万8,000円、計2,044万3,000円でございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款3繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金の71万8,000円につきましては、前年度繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節25積立金につきましては71万8,000円を増額し、1,444万3,000円とするものでございます。

以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第40号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 議案第41号 平成29年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（中岩和子君） 日程第28、議案第41号平成29年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 議案第41号平成29年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして説明させていただきます。

〔議案第41号朗読〕

3ページをお願いします。

予算に関する説明書でございます。

収益的収入及び支出、支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費、既決予定額1億1,693万9,000円に補正予定額17万2,000円を追加し、計1億1,711万1,000円とするものでございます。

目2配水及び給水費、既決予定額5,356万5,000円に補正予定額14万6,000円を追加し、計5,371万1,000円とするものでございます。

目3総係費、既決予定額6,165万7,000円に補正予定額16万6,000円を追加し、6,182万3,000円とするものでございます。

5ページをお願いします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出、支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費から目3総係費におきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。

6ページをお願いします。

資本的収入及び支出、収入でございます。

款1資本的収入、項1企業債、目1企業債、既決予定額2億4,470万円に補正予定額1億3,290万円を減額し、計1億1,180万円とするものでございます。減額の理由でございますが、市野々水系におけます災害復旧事業を予定しておりましたが、国交省の災害復旧事業の進捗状況により減額させていただくものでございます。

支出でございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目4災害復旧費、既決予定額2億2,643万3,000円に補正予定額1億3,290万円を減額し、計9,353万3,000円とするものでございます。減額理由といたしましては、歳入で御説明させていただきましたように国交省の災害復旧事業の進捗状況により減額させていただくものであります。なお、災害復旧事業につきましては、国交省の災害復旧事業の進捗状況を見ながら平成30年度で実施させていただきたいと考えております。

7ページ、8ページにつきましては補正予算給与明細書となっております。記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第41号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 議案第42号 平成29年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第3号）

○議長（中岩和子君） 日程第29、議案第42号平成29年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） 議案第42号平成29年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第3号）につきまして御説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

〔議案第42号朗読〕

2 ページは、予算に関する説明書、実施計画となっております。内容につきましては前ページの説明と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

3 ページをお願いいたします。

実施計画明細書でございます。収益的収入及び支出の支出でございます。

款1 病院事業費用、項1 医業費用、目1 給与費です。既決予定額12億5,525万8,000円に補正予定額706万4,000円を増額し、12億6,232万2,000円とするものでございます。

節区分7 医師手当で81万6,000円、節区分8 看護師手当で213万7,000円、節区分9 准看護師手当で65万6,000円、節区分10 医療技術員手当で204万7,000円、節区分11 事務員手当で140万8,000円、それぞれ増額するものであります。詳細につきましては説明欄に記載のとおりであります。

給与費の増額につきましては、給与改定及び人事異動に伴う増加であります。超勤手当の増額につきましては3月中の新病院移転に伴う業務増を見込んだものとなっております。

4 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の支出でございます。

款1 資本的支出、項1 建設改良費、目2 新病院建設事業費、既決予定額27億17万7,000円に補正予定額5万7,000円を増額し、27億23万4,000円とするものでございます。

節区分5 手当で5万7,000円を増額するもので、人事異動と超勤手当の3月中の新病院移転に伴う業務増を見込んだものとなっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第42号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

時間延長を行います。

〔16時52分・時間延長〕

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 議案第43号 財産の無償譲渡について

日程第31 議案第44号 財産の無償譲渡について

○議長（中岩和子君） 日程第30、議案第43号財産の無償譲渡について及び日程第31、議案第44号財産の無償譲渡についてを一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） 議案第43号及び議案第44号の財産の無償譲渡について、一括して御説明申し上げます。

議案第43号及び議案第44号につきましては、旧太田中学校の校舎などを太田寄合会に無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

旧太田中学校につきましては、平成27年度に国の過疎地域等自立活性化推進交付金を活用し、廃校となった旧太田中学校を交流の拠点として整備され、太田寄合会が中心となり農産物の直売や自然食レストラン、福祉プログラム等の取り組みを行っております。現在、交流センター太田の郷として交流の拠点として活用されております。

議案第43号につきましては、太田寄合会からの申し出により宿直室棟、特別教室棟を譲渡するものでございます。譲渡後の活用目的といたしまして、交流センター太田の郷の事業の一環としてパンづくり教室、パンの販売、喫茶スペースとしての活用を予定しております。

議案第43号関係資料1をごらんください。

赤枠で囲んだところが今回譲渡するところでございます。右側が宿直室棟で、左側が特別教室棟でございます。

次の関係資料2につきましては、これらを拡大したものとなっております。左上が宿直室棟で面積は79平米、右下が特別教室棟で174平米で、合わせて253平米でございます。譲渡の時期としましては、平成30年4月1日でございます。

次に、議案第44号につきましては、第1校舎、それから渡り廊下、トイレ棟を譲渡するものでございます。平成27年度に実施した交付金事業の補助対象となるため、第1校舎、渡り廊下、トイレ棟について太田寄合会との間で無償譲渡の契約を締結し、交流拠点としての整備を行っておりますが、議会の議決をいただいております。今回追認の議決をお願いするものでございます。

今後は十分精査し、事務を進めてまいりますので、どうぞ御理解よろしくお願いたします。

議案第44号関係資料をごらんください。

赤枠で囲んだところが譲渡するところでございます。

第1校舎、それから渡り廊下、上下のトイレ棟が上と下の2カ所になります。面積は、これらを合わせて482平米でございます。譲渡の時期は、平成27年9月16日でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 議案第43号及び議案第44号について、一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第43号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第43号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第44号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第44号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第32 議案第45号 那智勝浦町円満地公園の指定管理者の指定について

○議長（中岩和子君） 日程第32、議案第45号那智勝浦町円満地公園の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 議案第45号について御説明いたします。

〔議案第45号朗読〕

円満地公園の指定管理につきましては、平成30年3月31日をもって指定管理の期間が満了いたします。1月24日から1月31日の間、町ホームページにおいて募集をかけさせていただきました。その結果、応募者は1者のみで、提出された計画書等の書類を審議いたしました結果、議案のとおりお願いするものでございます。

なお、今回の指定管理者につきましては前回と同じ法人でございまして、公園の維持管理等の業務は良好に遂行され、経営状況におきましてもおおむね良好で、自主事業におきましても健全で前向きな姿勢が見られ、地域貢献にも期待されることから適任であると考え、指定管理の指定をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第45号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

17時01分 散会